平成28年度　第8回　政策決定会議次第

日時:H. 29. 1. 31　10:00～

場所:議会全員協議会室

１．協議事項

〇まちづくり部

（１）耐震改修促進計画について（街づくり推進課）

２．そ　の　他

（１）各種手当の見直しについて（総務課）

平成 29 年 1 月 31 日
政策決定会議　資料
街づくり推進課

開成町耐震改修促進計画の改定（素案）の概要

１　計画の概要

開成町耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく計画として、平成２２年３月に策定したもので、建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和５６年５月までに着工）の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めています。

２　改定の趣旨

平成２５年１１月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正が行われました。また、これを受け平成２６年３月に神奈川県耐震改修促進計画も改定されました（平成２７年３月最終改定)。本計画について、これら法改正等への対応及び計画期間が終了したことから、これまでの耐震化の達成状況等を踏まえ、現計画の改定を進めます。

３　現計画の状況

（１）計画期間　平成２２年度から平成２７年度

（２）耐震化率の目標及び現状（実績）と今後の取組み

・住宅　(H20 年度)約７５％→(H27 年度)目標　９０％：現状約８０％
・特定建築物等　(H21 年度)約８１％→(H27 年度)目標　９０％：現状約８６％
・町有公共建築物(H21 年度)約８７％→(H27 年度)目標１００％：現状１００％

＜耐震性が不十分な住宅の戸数及び建築物の棟数の推移＞

・住宅　１６７戸減少（１，４４４戸　→　１，２７７戸）
　うち耐震改修工事等補助７戸
・特定建築物等　４棟減少（１４棟　→　１０棟）
　開成小学校２棟除却、民間建築物２棟除却
（うち町有公共建築物　２棟減少（　２棟　→　ゼロ）開成小学校２棟除却）

○　耐震診断費補助及び耐震改修工事等補助の実績は、それぞれ７件（７戸）でした。

○　町広報紙、町ホームページに建築物の耐震化に関する情報を掲載するとともに、役場（街づくり推進課窓口）に関係資料の掲示・配布を行い、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めました。

○　木造住宅無料耐震相談会（簡易診断）を環境防災フェアの一環で実施しました。
【開催日：平成２６年７月２６日（土)、会場：開成南小学校】

○　耐震化率の向上に向けて、きめ細やかな対応として、建築物の所有者へ個別に情報提供等を行う取組を進めます。

４　平成２８年度の取組

○　耐震セミナーの開催（県・町共催）
　防災訓練にあわせて耐震セミナーを開催し、耐震診断・耐震改修の重要性や必要性について周知を図りました。(参加者：約４５０人)
【開催日：平成２８年９月４日（日)、会場：開成町南部コミュニティセンター】

○　木造住宅無料耐震相談会の開催【開催日：平成２９年２月１６日（木)】

５　改定の概要

※国、県の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

・国の方針（平成 28 年３月改正）H32 年度までに 95%、H37 年度までにおおむね解消

・県の計画（平成 27 年３月最終改定）H32 年度までに 95%

（１）計画期間　平成 28 年度から平成 37 年度

（２）耐震化率の目標

	現状 （H27 年度）	中間目標 （H32 年度）	目標 （H37 年度）
住宅	約８０％	９０％ 【約５００戸】	９５％ 【さらに約２００戸】
多数の者が利用する建築物等 （特定建築物等）	約８６％	９５％ 【７棟】	おおむね解消 【さらに３棟】

【　】は、目標達成に必要な、耐震改修又は建替えを促進する数

（３）耐震化を促進するための施策

①周知・啓発
- ◇啓発資料・ホームページの活用
- ◇セミナー・相談会の開催
- ◇防災マップ等の整備
- ◇所有者等への個別対応　など

②耐震診断・改修を促進する施策
- ◇耐震関係補助に対する財政支援
- ◇国や県の補助制度等の活用
- ◇耐震改修に対する税の特例措置
- ◇建築物の地震に対する安全性の表示制度　など

③耐震化以外の安全対策
- ◇落下物対策
- ◇ブロック塀等の安全対策
- ◇天井脱落対策
- ◇ブレーカーの通電火災対策　など

○　建築物の所有者等への個別対応など、積極的な耐震化の働きかけを行います。

○　旧耐震基準で建てられた木造住宅に対し、無料耐震相談会（簡易診断）を引き続き開催します。

○　町の直接支援（補助）と、普及啓発による自主的な耐震化を促します。

６　計画改定のスケジュール

平成２９年１月３１日　政策決定会議で素案を決定

平成２９年２月中旬から３月中旬　パブリックコメントの実施

平成２９年２月２０日　議会全員協議会にて素案を説明

平成２９年３月下旬　町民意見を反映し、改定計画を決定

開成町耐震改修促進計画
新旧対照表

改定素案

（コメント付き）

（平成 29 年 1 月）

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>趣旨等</th></tr>
<tr>
<td>新規</td>
<td>■用語の定義
<table>
<tr><td>耐震改修促進法（法）</td><td>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年 10 月 27 日　法律第 123 号）のこと。以下、本計画の表中で単に「法」と省略する場合も同法律のことをいう。（最終改定　平成 26 年 6 月）</td></tr>
<tr><td>基本方針</td><td>「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日　国交省告示第 184 号）のこと。（最終改正　平成 28 年 3 月）</td></tr>
<tr><td>県計画</td><td>「神奈川県耐震改修促進計画」（平成 19 年 3 月策定）のこと。耐震改修促進法の改正に伴い、平成 26 年 3 月及び平成 27 年 3 月に改正された。</td></tr>
<tr><td>旧耐震基準</td><td>建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認において適用された基準。平成 7 年 1 月阪神・淡路大震災や平成 28 年 4 月熊本地震では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。</td></tr>
<tr><td>新耐震基準</td><td>昭和 53 年の宮城県沖地震を受けて、関係法令の改正が行われ、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準。
建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。</td></tr>
<tr><td>耐震性がある</td><td>新耐震基準と同等の性能があること。</td></tr>
<tr><td>耐震性が不十分</td><td>旧耐震基準が適用された建築物のうち、耐震診断が未実施で耐震性能が不明なもの及び耐震診断の結果で安全と判定されなかったもの。</td></tr>
<tr><td>耐震化率</td><td>すべての建築物のうちの、耐震性がある建築物（新耐震基準によるもの、耐震診断を行っていないが推計値により耐震性があると推定したもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
$$耐震化率 = \frac{新耐震基準の建築物 + 耐震診断を行っていないが推計値により耐震性があると推定した建築物 + 耐震改修済の建築物}{すべての建築物}$$</td></tr>
<tr><td>所管行政庁</td><td>耐震改修促進法第 2 条第 3 項に定められているもので、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。</td></tr>
<tr><td>特定行政庁</td><td>建築基準法第 2 条第 35 号に定められているもので、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。神奈川県内では、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市の 12 市が特定行政庁となっている。</td></tr>
</table>
</td>
<td>計画書で使用する用語の定義を一覧で示す。

所管行政庁と特定行政庁の主な違いは、特別区（東京 23 区）が含まれるかどうかです。開成町の場合は、ともに神奈川県知事となります。</td>
</tr>
</table>

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等
第１章　計画の目的等 **１　計画策定の背景** 平成７年１月の阪神・淡路大震災では、6,434 人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約９割の 4,831 人が住宅等の倒壊によるものでした。 しかし一方で、建築震災調査委員会から、昭和 56 年６月の建築基準法改正に伴って強化された新耐震基準※１に基づいて建てられた建築物は、倒壊に至るような大きな被害は少なかったという結果が報告されています。この傾向は、平成 16 年の新潟県中越地震においても顕著であり、『大規模地震による被害を減少させるためには、特に、新耐震基準導入以前の建築物の耐震性向上を図ることが大切である』ということが明らかになっています。 このような中、平成 18 年１月 26 日に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）が改正施行され、建築物の計画的な耐震化を図るため、耐震改修促進計画の策定が求められています。 これを受け、神奈川県では平成 18 年度に神奈川県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）が策定されており、本町においても、町内における建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るため、開成町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。 図 1-1　阪神・淡路大震災の被害等の状況 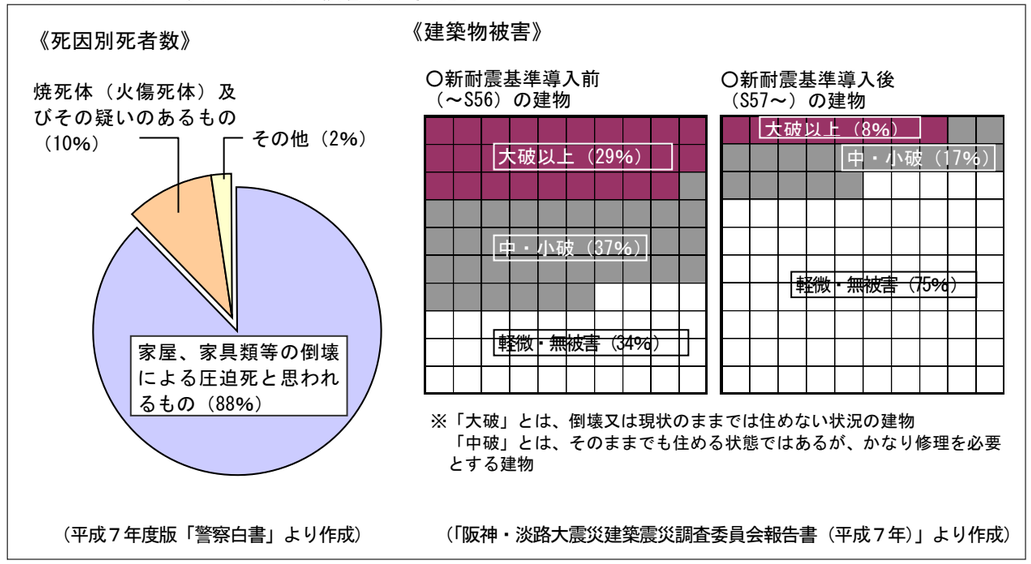 ※１　宮城県沖地震（昭和 53 年M 7.4）等の経験から、昭和 56 年６月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。 新耐震基準では、設計の目標として、中地震（震度５強程度）に対してはほとんど損傷なく建物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。	**第１章　計画の目的等** **１　計画策定（改定）の背景** 平成７年１月の阪神・淡路大震災では、6,434 人の尊い命が奪われ、約 25 万棟の家屋が全半壊するなど甚大な被害が発生しました。 この教訓を踏まえ、平成７年 10 月に「耐震改修促進法」が制定されました。 その後、平成 16 年 10 月新潟県中越地震の被害状況から、平成 18 年１月に「耐震改修促進法」が改正され、建築物の計画的な耐震化を図るため、耐震改修促進計画の策定が求められました。 これを受け、神奈川県では平成 19 年３月に県計画が策定され、本町も、平成 22 年３月に開成町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、建築物の耐震診断および耐震改修の促進に取り組んできました。 平成 23 年３月の東日本大震災を受けて検討された中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告（平成 24 年７月）では、「21 世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されている。加えて、首都直下地震、火山噴火等の大規模災害が発生するおそれも指摘されている。これらの災害が、最大クラスの規模で発生した場合に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することはほぼ確実である。」と示されたことから、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け等の措置を講ずる目的で、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法の改正が行われました。また、これを受け、神奈川県では平成 26 年３月（平成 27 年３月最終改定）に県計画の改定が行われています。 このような中、平成 28 年４月には、熊本地震が発生し、多くの旧耐震基準の建築物が倒壊し、改めて建築物の耐震化が求められています。 本町においても、新たな建築物の耐震化率の目標設定など、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進するため、本計画の改定を行います。	町の平成 22 年計画以降の流れを追記 ・東日本大震災 ・法改正 ・熊本地震　等 阪神・淡路大震災の被害状況は、２項を新設して移動 （15 日時点の資料では、22 年計画以降の流れを記載しましたが、計画書は単体で見られるものであるので、法制定時からのものも残すことにしました。）

旧	新	趣旨等
＜新規＞	**２　大震災からの教訓** **(1) 平成 7 年 1 月 17 日　兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）** 阪神・淡路大震災では、約 25 万棟の家屋が倒壊し、地震を直接の死因とする 5,502 人のうち、約 9 割の 4,831 人は、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。阪神・淡路大震災建築震災調査委員会によると、新耐震基準の建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったと報告されています。 ①死因別死者数 死者数 家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの　4,831 (88%) 焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの　550 (10%) その他　121 (2%) 合　計　5,502 (100%) 平成 7 年度版「警察白書」より ②建築物被害　（新耐震基準導入前後比較） 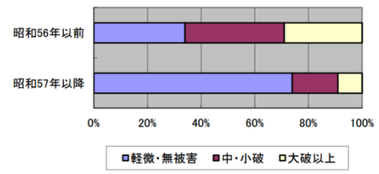 阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成 7 年）より 図 1-1　阪神・淡路大震災の被害等の状況 **(2) 平成 16 年 10 月 23 日　新潟県中越地震** 新潟県中越地震では、強い揺れや地震に伴って発生した土砂災害などにより、約 12 万棟の住宅が損壊しました。国土交通省等の調査によると、住宅損壊の多くは土砂災害によるものでしたが、揺れによる被害では、旧耐震基準の建物で多く発生していました。 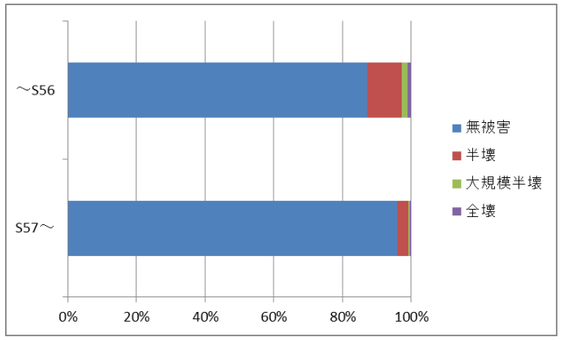 長岡市耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）より 図 1-2　中越地震における長岡市の建築年代別被災建築物棟数割合 **(3) 平成 23 年 3 月 11 日　東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）** 東日本大震災では、宮城・岩手・福島の三県を中心に、東日本の広い範囲が津波や強い揺れを受け、死者・行方不明者が約 2 万人に達し、全壊建築物は 13 万戸、26 万戸が半壊しました。死傷者や経済的な損害の大半は津波によるもので、新耐震基準に従って建設・補強された建築物は、地震の揺れによる被害は限定的でした。	県計画の構成に合わせ、平成 22 年計画の「1 計画策定の背景」にあった内容を分割して記載した他、熊本地震についても追記した。 （15 日時点の資料では、県計画を横引きしていますが、「1 計画策定の背景」で、時代を追った経緯を記載したので、発生年順に並べ替えています。）

旧	新	趣旨等
	(4) 平成 28 年 4 月 14 日、16 日　熊本地震 熊本地震では、2 回の震度 7 を含む、震度 6 弱以上を 7 回記録する（平成 28 年 12 月 14 日現在）など、熊本県から大分県に分布する布田川断層帯・日奈久断層帯の近傍で強い揺れが続き、多くの建物の被害が発生しました。 熊本県益城町で、建築時期別の木造建築物の調査をした結果、倒壊・大破した建物の多くは旧耐震基準のものでした。 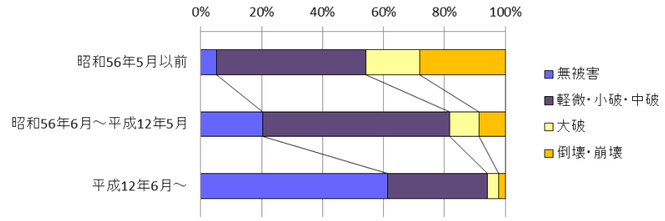 熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成 28 年 9 月）より 図 1-3　熊本地震による益城町の木造の建築時期別の被害状況 こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、旧耐震基準の建築物について耐震性の向上を図ることが、とても重要といえます。	

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等
2　計画の位置づけ・目的 本計画は、平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された「耐震改修促進法」第 5 条第 7 項に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日、国土交通大臣告示第 184 号、以下「基本方針」という。）及び県の耐震改修促進計画を勘案するとともに、本町における他の計画（開成町地域防災計画など）との整合を図り策定するものです。 本計画は、新耐震基準導入以前の既存建築物の耐震化を図り、安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。 図 1-2　開成町耐震改修促進計画の位置づけ 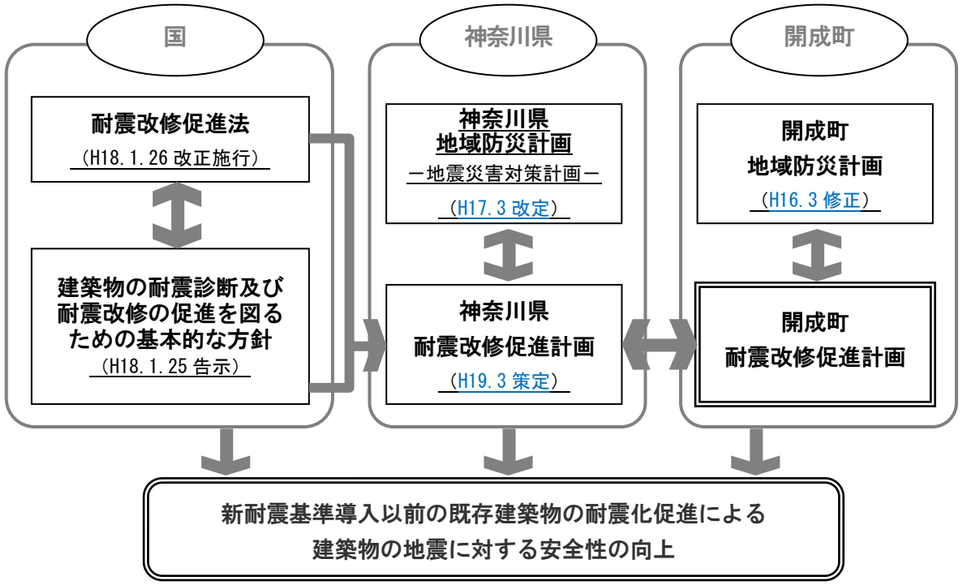 	3　計画の位置づけ・目的 本計画は、平成 25 年 11 月に改正施行された耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づき、基本方針及び県計画を勘案するとともに、本町における他の計画（開成町地域防災計画など）との整合を図り策定するものです。 本計画は、新耐震基準導入以前の既存建築物の耐震化を図り、安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。 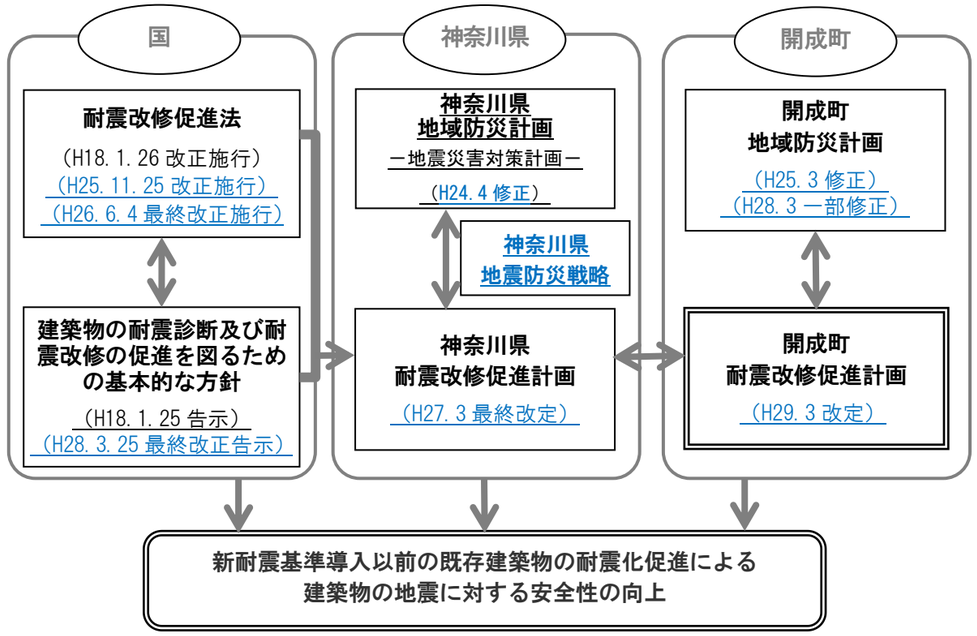 図 1-4　開成町耐震改修促進計画の位置づけ	関連する法や計画などの時点修正

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等
3　町・町民（所有者・管理者）の取組み 町は、新耐震基準導入以前に建てられた耐震性の劣る建築物を主な対象とし、その所有者や管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の促進について普及、啓発を図り、必要に応じて耐震診断や耐震改修の補助、情報提供その他の措置を講ずるよう努めます。 建築物の所有者又は管理者である町民は、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。 また、町が所有・管理する公共建築物については、災害時の避難場所や拠点施設として活用されるものなどから優先的かつ計画的に耐震化を進めていくものとします。 図 1-3　町・町民の役割 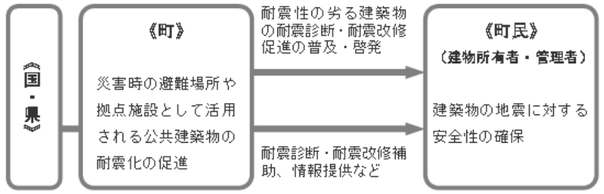 	4　町・町民（所有者・管理者）の取組 「耐震改修促進法」の改正により、住宅等の全ての既存耐震不適格建築物※について、耐震化の努力義務が規定されました（法第 16 条）。 住宅・建築物の耐震化を促進するには、所有者・管理者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、取り組むことが大切です。 そこで、本町は県及び国と連携して、所有者等の取組を支援するために、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備（情報提供や普及啓発等）や、負担軽減のための制度など、必要な施策を講じて耐震改修を実施する上で阻害要因となっている課題を解決するよう努めます。 ＊「既存耐震不適格建築物」とは… 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物（耐震性が不十分な建築物）のことを「既存耐震不適格建築物」と呼んでいます。 図　削除	県計画を踏襲し、 ・法改正の主なねらい ・建物の所有者の役割について ・町の取組み を記載 ３段落目では、公共建物の耐震化率100％を達成したので、所有者への支援を重点的に記載 教育総務課の意見により、既存耐震不適格建築物の説明文を記載

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

第２章　開成町において想定される地震の規模・被害の状況

１　想定される地震

関東から東海にかけての地域では、関東大地震をはじめ過去に幾度も地震災害を被っており、これらの地震の多くは、相模トラフと呼ばれる海底谷沿いを震源としています。相模トラフは、日本の岩盤を構成するユーラシアプレートに対して太平洋から進んできたフィリピン海プレートがもぐり込んでいるところであり、この付近の大きな地震はこの二つのプレートのぶつかり合いによって蓄積された歪みが一気に放たれることで起こると考えられています。

平成 11 年 3 月に策定された「神奈川県地震被害想定調査」において、今後、発生が想定される主な地震として、以下の 5 つが挙げられています。

想定地震	概　要
①東海地震	駿河トラフを震源域とするマグニチュード 8 クラスの地震で、大規模地震特別措置法で発生予知可能とされており、切迫性が指摘されている。
②南関東地震	相模トラフを震源域とするマグニチュード 7.9 の地震で、関東大震災（1923）の再来型といわれる。今後 100 年から 200 年先には地震発生の可能性が高いとされ、地震に強いまちづくりの指標とすべき地震とされている。
③県西部地震	神奈川県西部を震源域とするマグニチュード 7 クラスの地震で、南関東地域における直下型地震のタイプとして、切迫性が指摘されている。
④県東部地震	県庁直下を震源とするマグニチュード 7 クラスの地震で、南関東地域における直下型地震の 1 タイプとして、危機管理的に想定した地震である。
⑤神縄・国府津－松田断層帯地震（参考）	同断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード 8 クラスの地震で、今後 100 年以内に発生する可能性があるとされる地震である。 地震学上、未解明な点が多いことから地震モデルが示されていないため、仮の地震モデルを県が独自に設定したもの。

図 2-1　想定地震の震源域の分布図
（出典：「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 11 年 3 月）」より）

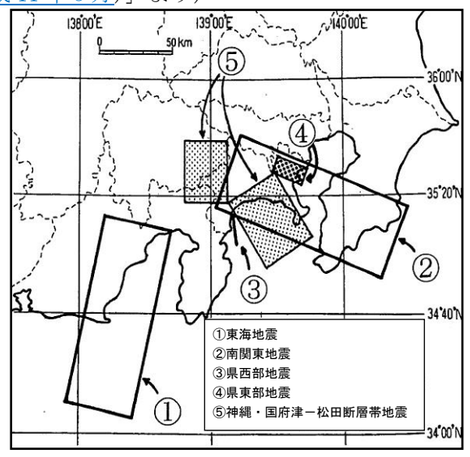

新

第２章　開成町において想定される地震の規模・被害の状況

１　想定される地震

神奈川県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートという３つのプレートが集中する地域に位置しているため、地震が起こりやすい地域であり、これまでも東海地震や神奈川県西部地震などの切迫性が指摘され、首都直下地震の発生も懸念されてきました。

平成 27 年３月に公表された「神奈川県地震被害想定調査報告書」では、東日本大震災後に得られた地震学の新たな知見に基づき、神奈川県に甚大な被害をもたらす可能性がある地震の見直しを行い、表 2-1 に示す地震について、被害の想定を行っています。

表 2-1　想定地震の一覧

想定地震	モーメントマグニチュード	県内で想定される最大震度（　）は町内の震度	発生確率等
①都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度６強（震度５強）	南関東地域のマグニチュード７クラスの地震が 30 年間で 70%
②三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度６強（震度４）	30 年以内 6～11%
③神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度６強（震度６弱）	過去 400 年の間に同クラスの地震が５回発生
④東海地震	8.0	県西地域で震度６弱（震度５強）	南海トラフの地震は 30 年以内 70%程度
⑤南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度６弱（震度５強）	南海トラフの地震は 30 年以内 70%程度
⑥大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度７（震度７）	30 年以内 ほぼ 0%～5%（200 年～400 年の発生間隔）

神奈川地震被害想定調査（平成 27 年３月）より

※モーメントマグニチュード：地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩盤の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードを、モーメントマグニチュード(Mw)と言います。一般にマグニチュードと呼ばれている気象庁マグニチュード（M）は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効です。ただし、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難です。

気象庁ホームページより

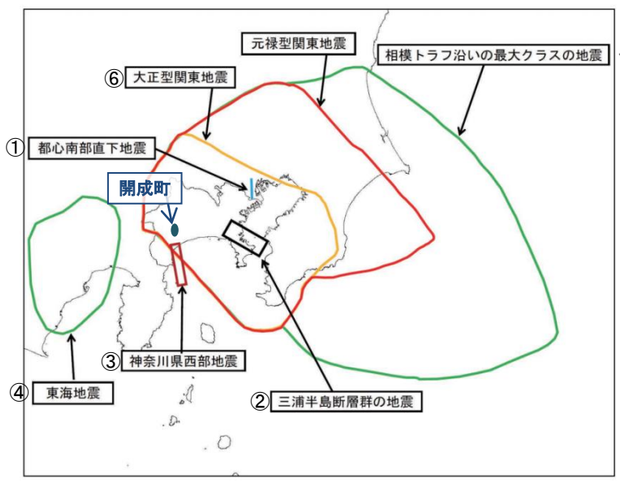

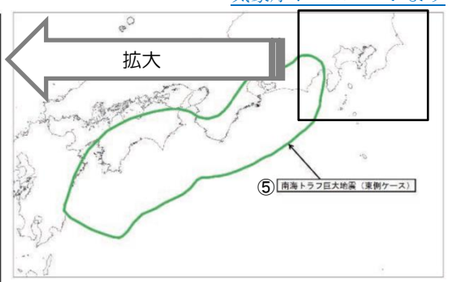

※大正型関東地震、元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震 の震源断層域の範囲は、「中央防災会 議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成 25 年 12 月）」による。 ただし元禄型関東地震の断層の範囲 は、大正型関東地震の断層とフィリピン海プレート内の地震を想定する 領域とを合わせたものである。

神奈川地震被害想定調査（平成 27 年３月）より
図 2-1　想定地震の震源域の分布図

趣旨等

県の被害想定調査の見直しに併せて修正

（＜各種計画で引用している調査＞
・町の地域防災計画→平成 21 年県地震被害想定調査を引用

・県の地域防災計画→、平成 19 ・20 年度調査を引用

・県の耐震改修促進計画 →、平成 19 ・20 年度調査を引用【調査中であることを明記】

・県地域防災戦略→平成 27 調査を引用

・・・別途資料で一覧化しています）

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

2　被害想定

平成 16 年 3 月に修正された「開成町地域防災計画」において、先の５つの想定地震に対して、下表のような被害想定結果が出されています。

これによると、「南関東地震」が発生した場合、約 3 割の木造建物が大破するという被害が想定されています。

表 2-1　各地震における被害想定

		東海地震	南関東地震	県西部地震	県東部地震	神縄・国府津－松田断層帯地震
平均震度		5.42	6.50	5.75	4.92	7.07
建物被害		木造建築物 4,900 戸に対して				
	木造大破数	110	1,500	30	0	4,700
	大破率（%）	2.2	30.6	0.6	0.0	95.9
	木造中破数	330	2,100	230	0	150
	中破率（%）	6.7	42.9	4.7	0.0	3.1
火災焼失棟数［12 時間後］		180	630	0	0	0
死者数（人）		0	50	10 未満	0	110

※「大破」とは、倒壊又は現状のままでは住めない状況の建物
「中破」とは、そのままでも住める状態ではあるが、かなり修理を必要とする建物

新

2　被害想定

神奈川県が想定した６地震のうち、本町では神奈川県西部地震及び大正型関東地震でそれぞれ震度６弱、震度７の最大震度が予想され、多くの建物が被害を受けることが想定されています。

神奈川県西部地震では、全壊建物が約 30 棟、半壊約 310 棟が、大正型関東地震では、全壊建物が約 2,530 棟、半壊建物が約 1,100 棟、約 360 棟が焼失すると想定されています。

一方、三浦半島断層群の地震は、震度４の最大震度が予想され、被害は想定されていません。

神奈川県の被害想定結果を表 2-2 に示します。

表 2-2　各地震における町の被害想定（冬 18 時の発生を想定）

		①都心南部直下地震	②三浦半島断層群の地震	③神奈川県西部地震	④東海地震	⑤南海トラフ巨大地震	⑥大正型関東地震
建物被害	全壊棟数（棟）	＊	0	30	＊	＊	2,530
	半壊棟数（棟）	50	0	310	20	60	1,100
火災被害	出火件数（箇所）	0	0	0	0	0	＊
	焼失棟数（棟）	0	0	0	0	0	360
死傷者数	死者数（人）	0	0	＊	0	0	100
	重症者数（人）	0	0	＊	0	0	70
	中等症者数（人）	＊	0	30	＊	＊	440
	軽症者数（人）	10	0	40	＊	10	410

神奈川地震被害想定調査（平成 27 年 3 月）より

数値の表記は次のとおり
＊：わずか（被害量を推定する際の計算において、小数点第１位の四捨五入後、1 以上 10 未満の数値）
０：被害量を推定する際の計算において、小数点第１位の四捨五入後、0 の数値

趣旨等

県の被害想定調査の見直しに併せて修正

（①から⑥の地震のうち、どの地震を対象にするのかは被害量や地震発生の切迫性等によって決まります。
現在の案では、町内での被害が大きい2地震について取り上げました。
・・・別途資料で一覧化しています）

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

第３章　計画の基本的事項

１　計画の対象地域及び計画の期間

本計画の対象地域を開成町全域とし、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間の計画とします。また、定期的に計画内容を検証し、必要に応じて適宜、目標や計画内容を見直すものとします。

２　対象建築物

本計画の対象建築物は、下表に掲げる建築物のうち、昭和 56 年 6 月に改正施行された「新耐震基準」に適合しない建築物とします。

表 3-1　計画の対象とする建築物

対象建築物	摘　　要	
住　　宅	戸建住宅、長屋、共同住宅	
特定建築物	法第 6 条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上のもの	
	①多数の者が利用する建築物	法第 6 条第 1 号
	②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法第 6 条第 2 号
	③地震によって倒壊した場合において、その敷地と接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」という。）	法第 6 条第 3 号

＊「特定建築物等」とは…

耐震改修促進法において、学校、病院、社会福祉施設など多数の者が利用する一定規模以上の建築物等のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物を「特定建築物」と呼んでいます。（詳しくはＰ6～8 の特定建築物一覧参照）

特定建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。（耐震改修促進法第 6 条）

なお、本計画では、新耐震基準に適合しているか否かにかかわらず、耐震改修促進法第 6 条に掲げる建築物を「特定建築物等」としています。

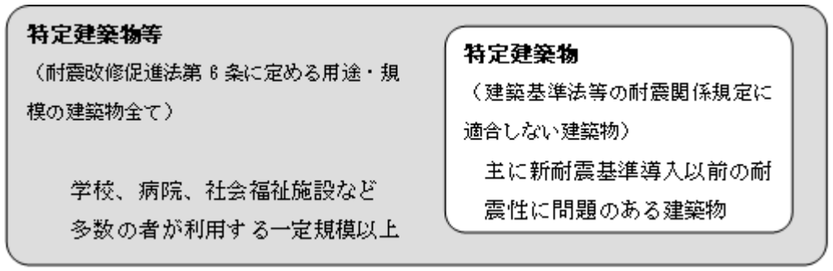

新

第３章　計画の基本的事項

１　計画の対象地域及び計画の期間

本計画の対象地域を町内全域とし、耐震改修促進法に基づく「基本方針」の目標年次に合わせ、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の計画とします。また、必要に応じて適宜、計画内容を検証し、目標や計画内容を見直すものとします。

２　対象建築物

本計画の対象建築物は、耐震改修促進法に基づき、下表に掲げる建築物のうち、「新耐震基準」に適合しない建築物とします。

表 3-1　計画の対象とする建築物

対象建築物	摘　　要	
住　　宅	戸建住宅、長屋、共同住宅	
特定既存耐震不適格建築物	法第 14 条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上のもの	
	①多数の者が利用する建築物（学校、体育館、病院等）	法第 14 条第 1 号
	②危険物（火薬類、石油類等）の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法第 14 条第 2 号
	③地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	法第 14 条第 3 号

※本計画では、新耐震基準に適合しているか否かにかかわらず、耐震改修促進法第 14 条に掲げる建築物について「特定既存耐震不適格建築物等」とします。

＊「特定既存耐震不適格建築物」とは…

耐震改修促進法において、①不特定の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物（多数の者が利用する建築物）のうち一定規模以上のもの（表 3-2）、②一定規模以上の危険物を取り扱う貯蔵場・処理場のうち大規模なもの（表 3-3）及び③都道府県又は市町村で指定する避難路に接する沿道建築物で通行障害のおそれがある建築物のうち、耐震性が不十分な建築物を「特定既存耐震不適格建築物」と呼んでいます。

■対象建築物の所有者の役割

・住宅

旧耐震基準の全ての戸建住宅、長屋、共同住宅について、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。（法第 16 条）

・特定既存耐震不適格建築物

当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。（法第 14 条）

趣旨等

基本計画の改正に併せて、2 段落目を追記

（東京都（H28 年 3 月）の計画を参考にしました。）

耐震改修促進法の改正に併せて、条数、内容を変更

県計画でも「特定建築物」は使っていないようなので、前計画と同じように「等」をつけました。

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

① **多数の者が利用する建築物**

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、法に基づき、以下のとおりとします。

表 3-2　多数の者が利用する建築物（法第 6 条第 1 号）

法	政令第 2 条第 2 項	用　途		規　模	(参考)指示対象となる規模要件※1
第6条第1号	第 1 号	幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	750 ㎡以上
	第 2 号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	1,500 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	第 3 号	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
		ホテル、旅館			
		賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿			
		事務所			
		博物館、美術館、図書館			
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く）			
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
		郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
	第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上

※1　指示対象となる規模要件とは、特定建築物の所有者が所管行政庁の指導等に従わない場合、指示することができる建築物の規模を示しています。（P19 参照）

新

(1) **多数の者が利用する建築物の要件**

多数の者が利用する建築物の要件は、以下のとおりです。

表 3-2　多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）

用　途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件※（法第 15 条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000 ㎡以上	階数1以上かつ 2,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000 ㎡以上	階数3以上かつ 2,000 ㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ 2,000 ㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000 ㎡以上	階数2以上かつ 2,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500 ㎡以上	階数2以上かつ 750 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000 ㎡以上	階数3以上かつ 2,000 ㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ 2,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			

※：上記規模要件を満たす既存耐震不適格建築物であって、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認められるとき、所管行政庁が所有者に対して必要な指示をすることができる建築物。

趣旨等

耐震改修促進法の改正に併せて、条数、内容を変更

項目だてを統一（以下同じ）

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

②　危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物

危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物は、法に基づき、以下のとおりとします。

表 3-3　危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物（法第 6 条第 2 号）

用　　途	特定建築物の規模要件	（参考）指示対象となる規模要件
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量（別表）以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 ㎡以上

（別表）政令で定める危険物の一覧（耐震改修促進法施行令第 3 条）

法	政令第 3 条第 2 項	危険物の種類		数　量
第6条第2号	第 1 号	火薬類	火薬	10t
			爆薬	5t
			工業雷管、電気雷管、信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包、空包	5 万個
			信管、火管、電気導火線	5 万個
			導爆線、導火線	500 ㎞
			信号炎管及び信号火箭、煙火	2t
			その他の火薬を使用した火工品	10t
			その他の爆薬を使用した火工品	5t
	第 2 号	消防法第2条第7項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
	第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類		可燃性固体類 30t
	第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		可燃性液体類 20m^3
	第 5 号	マッチ		300 マッチトン※
	第 6 号	可燃性のガス（第7号及び第8号を除く）		2 万m^3
	第 7 号	圧縮ガス		20 万m^3
	第 8 号	液化ガス		2,000t
	第 9 号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）		毒物 20t
	第 10 号	毒物及び劇物取締法第2条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		劇物 200t

※　1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 ㎜)で 7,200 個、約 120 ㎏。

新

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件は、以下のとおりです。

表 3-3　危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）

用　　途	規模要件	（参考）指示対象となる規模要件
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量（別表）以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 ㎡以上

（別表）政令で定める危険物の一覧（耐震改修促進法施行令第 7 条）

法	政令第 3 条第 2 項	危険物の種類		数　量
第14条第2号	第 1 号	火薬類	火薬	10t
			爆薬	5t
			工業雷管、電気雷管、信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包、空包	5 万個
			信管、火管、電気導火線	5 万個
			導爆線、導火線	500 ㎞
			信号炎管及び信号火箭、煙火	2t
			その他の火薬を使用した火工品	10t
			その他の爆薬を使用した火工品	5t
	第 2 号	消防法第2条第7項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
	第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類		可燃性固体類 30t
	第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		可燃性液体類 20m^3
	第 5 号	マッチ		300 マッチトン※
	第 6 号	可燃性のガス（第7号及び第8号を除く）		2 万m^3
	第 7 号	圧縮ガス		20 万m^3
	第 8 号	液化ガス		2,000t
	第 9 号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）		毒物 20t
	第 10 号	毒物及び劇物取締法第2条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		劇物 200t

※　1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 ㎜)で 7,200 個、約 120 ㎏。

趣旨等

耐震改修促進法の改正に併せて、条数を変更

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

③　地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

耐震改修促進法（第５条第３項第１号）において、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を計画に位置づけることができるとされています。

当該道路沿いにおける一定の高さ以上の建築物のうち、現行の耐震基準を下回っている建築物は特定建築物となり、その所有者は、耐震改修を行うよう努めなければなりません。（耐震改修促進法第６条第１項第３号）

図 3-1　一定の高さ以上の建築物

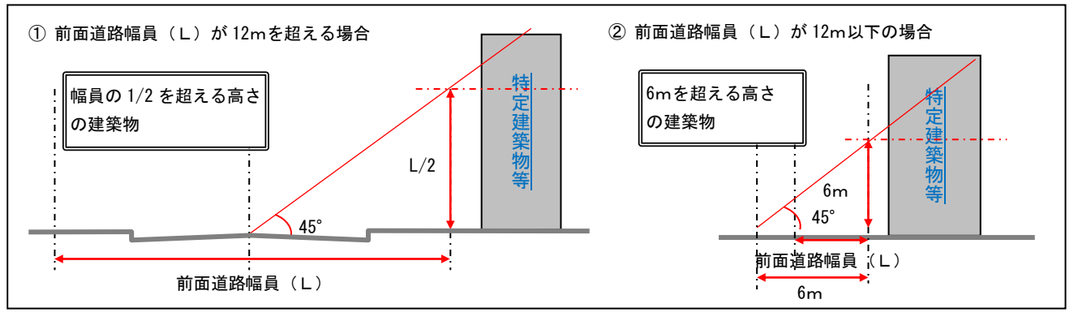

災害時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、神奈川県地域防災計画に位置づけられた「緊急交通路指定想定路線」及び「第１次緊急輸送路」を法第６条第３号の「地震時に通行を確保すべき路線」として位置づけ、これらの道路沿道の建築物の耐震化に取り組んでいきます。

表 3-3　神奈川県耐震改修促進計画で位置づけられた町内の緊急交通路指定想定路線

	路線名	区　間	標準幅員
A	県道 78 号（御殿場大井）	町内全線	18m

表 3-4　神奈川県地域防災計画で位置づけられた町内の第１次緊急輸送路線

	路線名	区　間		標準幅員
①	県道 712 号（松田停車場）	新十文字橋交差点～新延沢交差点		10m
②	県道 720 号（山北開成小田原）	新延沢交差点～牛島交差点	A区間	10m
			B区間	18m

新

(3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の要件

耐震改修促進法（第５条第３項第２号若しくは第３号、又は第６条３項）において、建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある道路を都道府県又は市町村の耐震改修促進計画に位置づけることができるとされています。

神奈川県地域防災計画では、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路が指定されています。

神奈川県は、法第５条第３項第３号に基づいて、町内の第１次緊急輸送道路を耐震化努力義務路線として県計画に位置づけています。

これにより、当該道路沿いにおける一定の高さ以上の建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。（法第 14 条第３号）

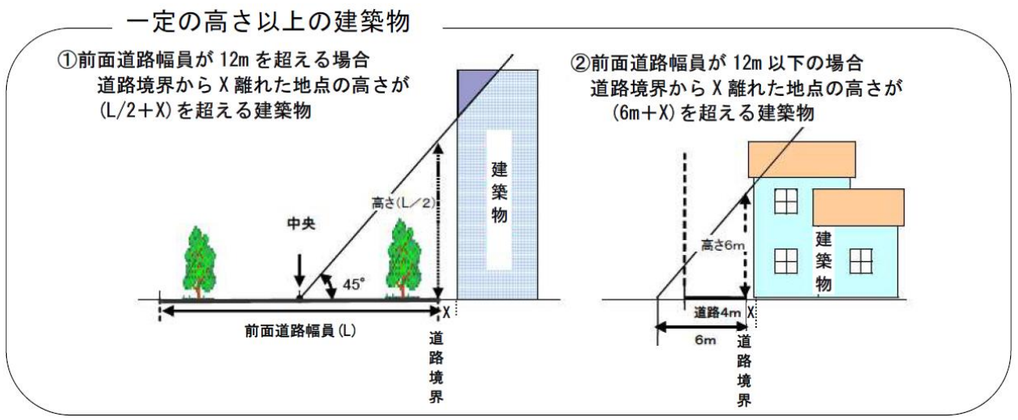

図 3-1　一定の高さ以上の建築物（県計画より）

本町では、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、町内の第１次緊急輸送道路について、地震による建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、県と連携してこれらの道路沿道の建築物の耐震化に取り組んでいきます。

表 3-4　神奈川県地域防災計画に位置づけられている町内の第１次緊急輸送道路

	路線名	区　間		標準幅員
①	県道 78 号（御殿場大井）	町内全線		18m
②	県道 712 号（松田停車場）	新十文字橋（松田町境）～新延沢交差点		10m
③	県道 720 号（怒田開成小田原）	新延沢交差点～牛島交差点	A区間	10m
			B区間	18m

趣旨等

耐震改修促進法の改正に併せて、条数、内容を変更

県計画の改定内容を踏まえて、修正

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等
図 3-2　地震時に通行を確保すべき道路 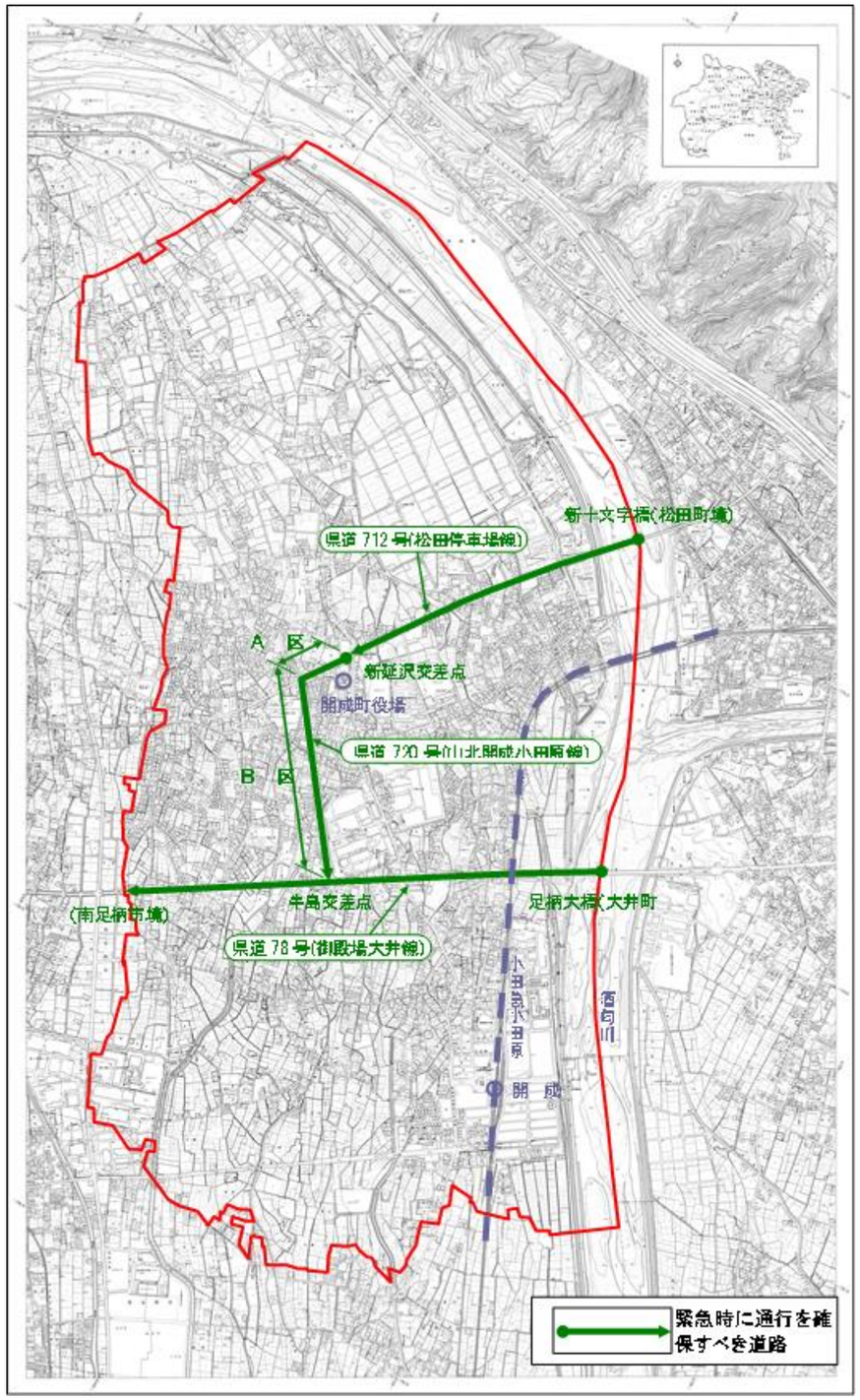 	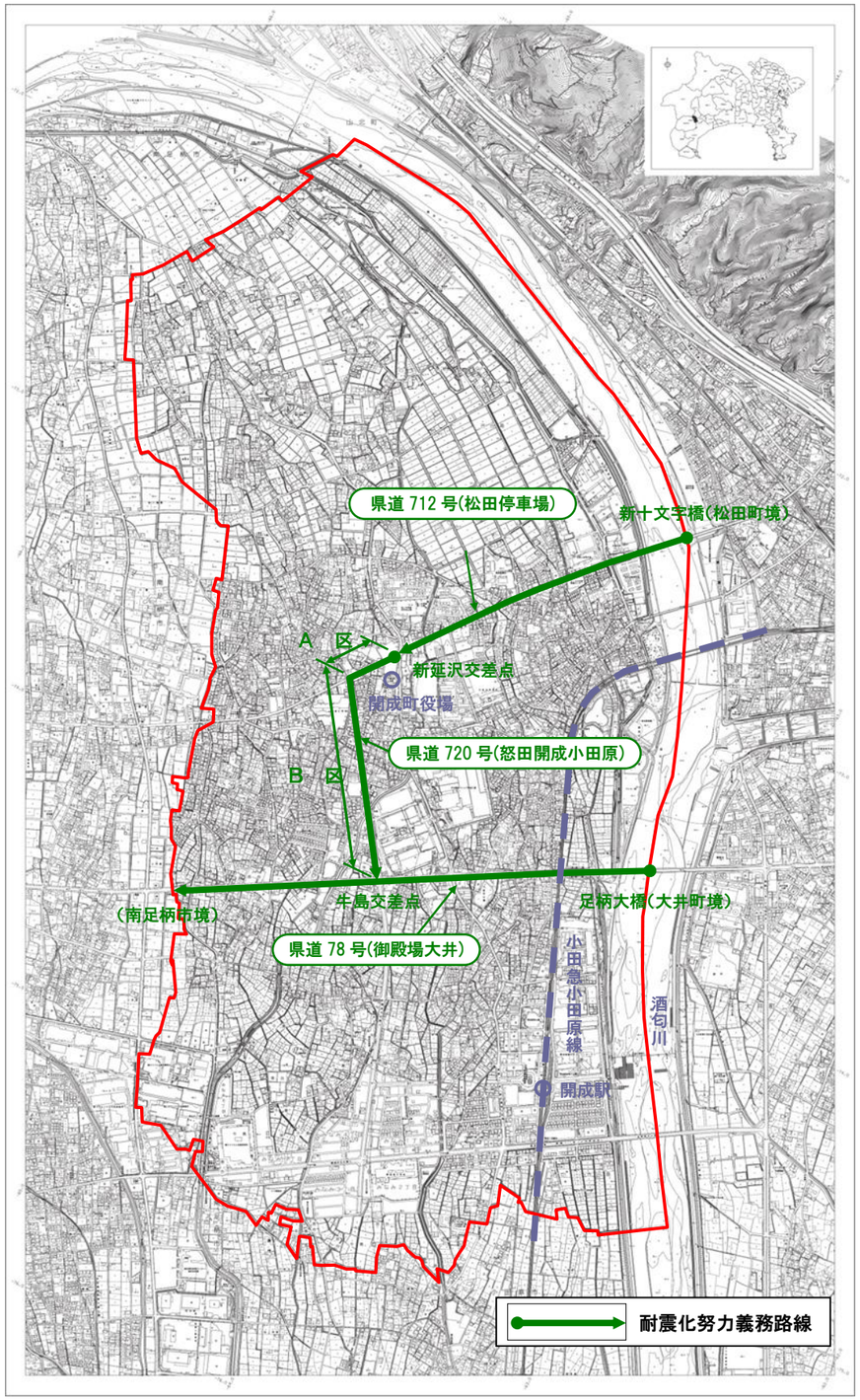 図 3-2　地震時に通行を確保すべき道路	背景の地図を最新のものに差し替え

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>趣旨等</th></tr>
<tr>
<td>

第４章　建築物の耐震化の目標

耐震改修促進法に基づく基本方針では、東海地震等の想定死者数を半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 6 条第 1 号に掲げる建築物）の耐震化率を平成 27 年までに 9 割とすることを目標としています。

これを受け、県計画においても、住宅及び特定建築物等の耐震化の目標値が 90%と定められており、本町もこの目標値の達成に向けた耐震化の取組みを行います。

</td>
<td>

第４章　建築物の耐震化の現状と目標

１　耐震化の目標

耐震改修促進法に基づく「基本方針」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%を目標にするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また、平成 25 年 11 月の法改正を受けて、平成 26 年 3 月に改定（平成 27 年 3 月最終改定）された県計画では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%とする目標としています。

本町においては、基本方針及び県計画の目標を踏まえ、これまでの耐震化率の推移等を勘案し、次のとおり目標を定めます。

表 4-1　耐震化率の推移と目標

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2" rowspan="2">これまでの耐震化率の推移</th><th colspan="2">耐震化率の目標</th></tr>
<tr><th>平成 32 年度</th><th>平成 37 年度</th></tr>
<tr><td>住宅</td><td>平成 20 年度
約７５％</td><td>平成 27 年度
約８０％</td><td>９０％</td><td>９５％</td></tr>
<tr><td>特定既存耐震不適格建築物等</td><td>平成 21 年度
約８１％</td><td>平成 27 年度
約８６％</td><td>９５％</td><td>おおむね解消</td></tr>
</table>

</td>
<td>

平成 28 年告示の基本方針に準拠

</td>
</tr>
<tr>
<td>

１　住宅の耐震化

《現在の耐震化率の推計》

・固定資産税家屋台帳（H21.1.1 現在）における町内の住宅（附属家除く）は表 4-1 より 5,705 戸であり、このうち、昭和 56 年以前に建てられた住宅（建築年次不明を含む）は 1,982 戸（木造　1,897 戸、非木造　85 戸）あります。

・この昭和 56 年以前に建てられた住宅のうち､耐震性のある建物は､木造については県計画の推計値(25%)、非木造については国の推計値（75%）を用いて計算すると、538 戸と推計されます。

1,897×0.25＋85×0.75≒538（戸）

・よって耐震性のある建物は、昭和 56 年以前に建てられた住宅のうち耐震性があると推計される 538 戸と、昭和 57 年以降に建てられた 3,723 戸の合計 4,261 戸となります。

538＋3,723＝4,261（戸）

</td>
<td>

２　住宅の耐震化

(1) 平成 20 年度の住宅の耐震化の状況

前回計画策定時点（平成 21 年 1 月 1 日現在）における町内の住宅総戸数は 5,705 戸でした。このうち、1,982 戸（木造 1,897 戸、非木造 85 戸）が昭和 56 年以前に（旧耐震基準で）、3,723 戸が昭和 57 年以降に（新耐震基準で）建てられたものとなっていました。

この時点では、耐震性がある住宅は、昭和 56 年以前に建てられた 1,982 戸のうちの 538 戸と、昭和 57 年以降に建てられた 3,723 戸の合計 4,261 戸であり、耐震化率は約 75%と推計されました。

(2) 住宅の耐震化の現状

平成 27 年度（平成 28 年 1 月 1 日）現在、町内の住宅総戸数は、平成 20 年度以降 569 戸増加して 6,274 戸になりました。このうち、1,764 戸（木造 1,685 戸、非木造 79 戸）が昭和 56 年以前に建てられたものとなっており、平成 21 年の 1,982 戸から 218 戸減少しました。また、4,510 戸が昭和 57 年以降に建てられたものとなっており、平成 20 年度の 3,723 戸から 787 戸増加しました。

耐震性がある住宅は、昭和 56 年以前に建てられた 1,764 戸のうちの 487 戸と、昭和 57 年以降に建てられた 4,510 戸をあわせた 4,997 戸であり、耐震化率は約 80%と推計されます。

したがって、住宅の耐震化率は、平成 20 年度から平成 27 年度までの 7 年間で約 75%から約 80%まで向上しています。

</td>
<td>

項目だてを統一

（以下同じ）

</td>
</tr>
</table>

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

表 4-1　住宅の現状　　※S56 以前の（　　）は建築年次不明のもの［うち数］

		木造				非木造	合計
		居宅	併用住宅	共同住宅	小計	住宅・ｱﾊﾟｰﾄ	
建築年次	S56 以前	1,775 (113)	114 (7)	8 (0)	1,897 (120)	85 (0)	1,982 (120)
	S57 以降	2,424	101	113	2,638	1,085	3,723
小計		4,199	215	121	4,535	1,170	
合計		5,705					

「固定資産税家屋課税台帳（H21.1 現在）」より集計

図 4-1　耐震化率の推計（平成 21 年度）

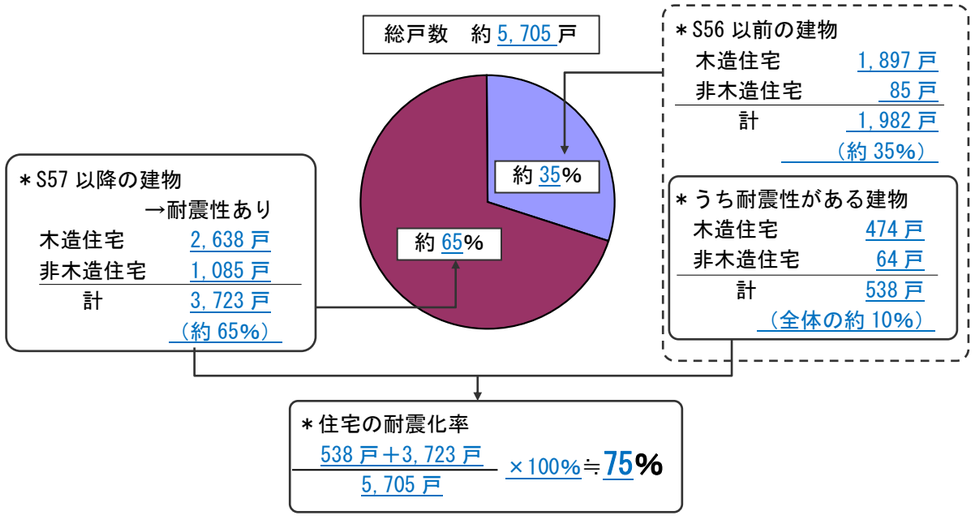

新

表 4-2　住宅の耐震化の現状　　単位：戸

	総戸数 ①=②+⑤	S56 以前の戸数 ②=③+④	うち耐震性が不十分 ③	うち耐震性がある ④	S57 以降の戸数 ⑤	耐震性がある戸数計 ⑥=④+⑤	耐震化率 ⑥／①
木造住宅	(4,535) 4,799	(1,897) 1,685	(1,423) 1,257	(474) 428	(2,638) 3,114	(3,112) 3,542	(69%) 74%
非木造住宅	(1,170) 1,475	(85) 79	(21) 20	(64) 59	(1,085) 1,396	(1,149) 1,455	(98%) 99%
合計	(5,705) 6,274 ［569］	(1,982) 1,764 ［-218］	(1,444) 1,277 ［-167］	(538) 487 ［-51］	(3,723) 4,510 ［787］	(4,261) 4,997 ［736］	(75%) 80%

「固定資産税家屋課税台帳（H28.1 現在）」より集計

※上段（　）書きは、前回計画策定時点（平成 20 年度）
※合計欄の下段［　］書きは、増減
※昭和 56 年以前の耐震性がある住宅は、国又は県の推計値を用いて計算したもの。
　木造：県計画の推計値（25%）、非木造：国の推計値（75%）

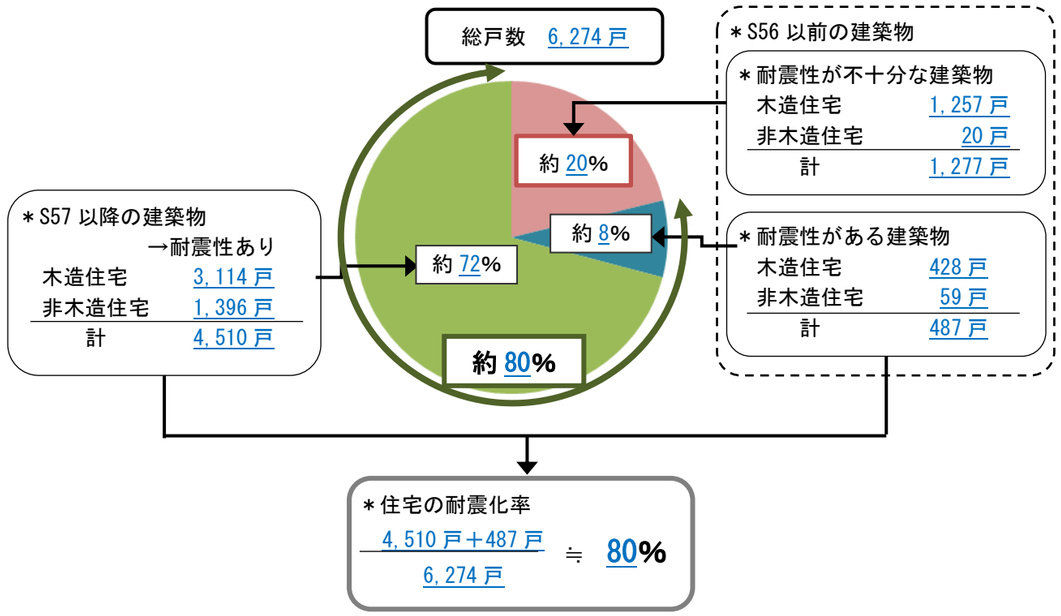

図 4-1　住宅の耐震化率の現状（平成 27 年度）

趣旨等

旧	新	趣旨等
《耐震化の目標の設定》 ・県計画における住宅数増加率の 0.7%／年を用いると、今後６年間で 240 戸の住宅が増加し、平成 27 年度の住宅は 5,945 戸になると推計されます。 5,705×（0.007×6）≒240（戸）　　5,705＋240＝5,945（戸） ・平成 27 年度の耐震化率をこの 90%(5,351 戸)とするためには、現在、耐震性のある 4,261 戸と今後、新耐震基準に基づいて建てられる 240 戸を差し引いた 850 戸の住宅について、様々な施策により耐震改修又は建替えを促進する必要があるといえます。 5,945×0.9≒5,351（戸）　　5,351－(4,261＋240)＝850（戸）	(3) 目標の耐震化率の推計 ・住宅数増加率（年 1.42%） ・旧耐震基準の建築物の減少率（木造：年 1.6%　非木造：年 1.0%） ・平成 21 年 1 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日の間に 21 戸の旧耐震基準の建築物について、耐震性の確認、又は耐震改修を実施した。 ＜平成 32 年度の推計値＞ ・平成 32 年度までに 445 戸の住宅が増加し、平成 32 年度の住宅は 6,719 戸になると推計されます。 6,274×（0.0142×5）≒445（戸）　　6,274＋445＝6,719（戸） ・平成 32 年度までに旧耐震基準の建築物は 139 戸が自然減少して 1,625 戸となります。旧耐震基準の住宅のうち、耐震性がある住宅（451 戸）と新耐震基準の住宅（5,094 戸）を合わせると 5,545 戸となり、耐震化率は約 83%と推計されます。 ・平成 32 年度の推計耐震化率を 90%(6,047 戸)とするためには、約 500 戸の住宅について、様々な施策により耐震改修又は建替えを促進する必要があるといえます。 6,719×0.90≒6,047（戸）　　6,047－5,545＝502≒500（戸） ＜平成 37 年度の推計値＞ ・平成 37 年度までに 891 戸の住宅が増加し、平成 37 年度の住宅は 7,165 戸になると推計されます。 6,274×（0.0142×10）≒891（戸）　　6,274＋891＝7,165（戸） ・平成 37 年度までに旧耐震基準の建築物は 278 戸が自然減少して 1,486 戸となります。旧耐震基準の住宅のうち、耐震性がある住宅（414 戸）と新耐震基準の住宅（5,679 戸）を合わせると 6,093 戸となり、耐震化率は約 85%と推計されます。 ・平成 37 年度の推計耐震化率を 95%(6,807 戸)とするためには、714 戸の住宅の耐震改修等が必要であり、平成 32 年度の中間目標達成後、さらに約 200 戸について、耐震化に取組む必要があります。 7,165×0.95≒6,807（戸）　　6,807－6,093＝714（戸）　714－502＝212≒200（戸）	

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等

図 4-2　住宅の耐震化率の目標

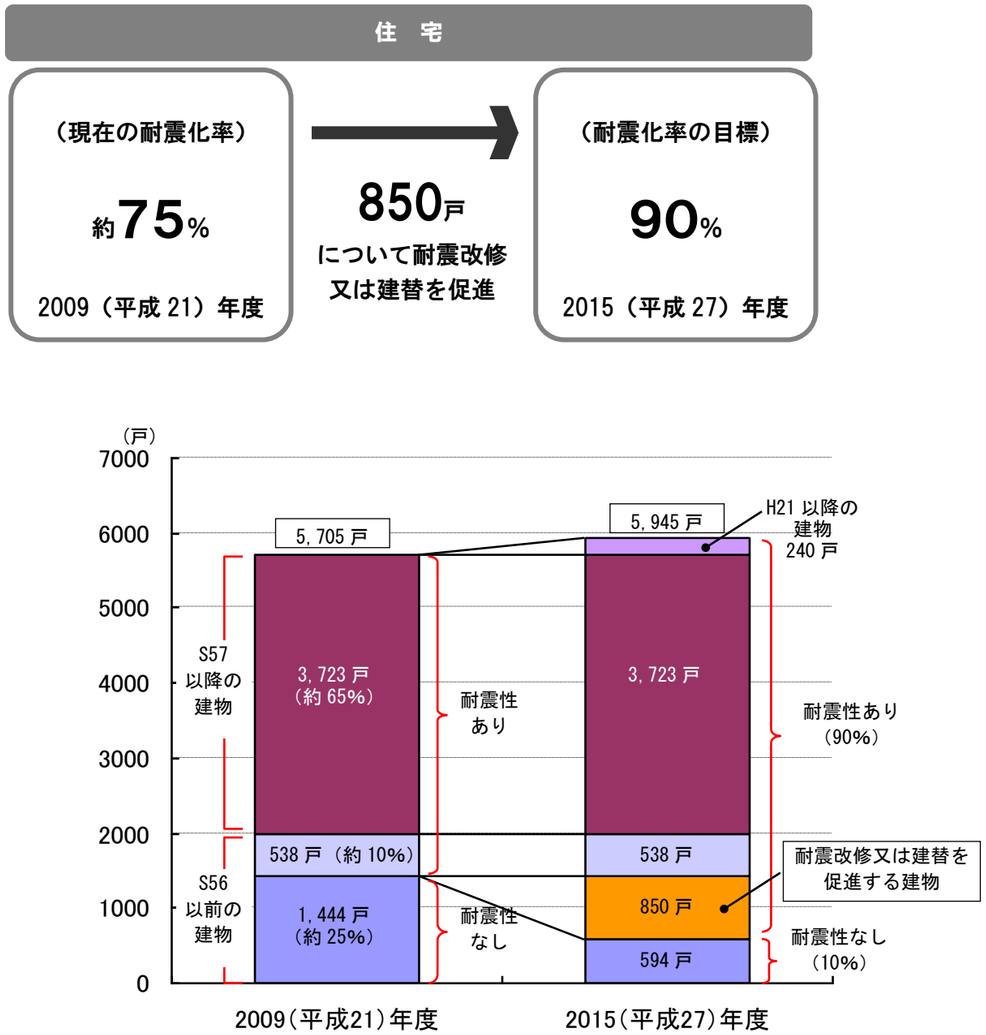

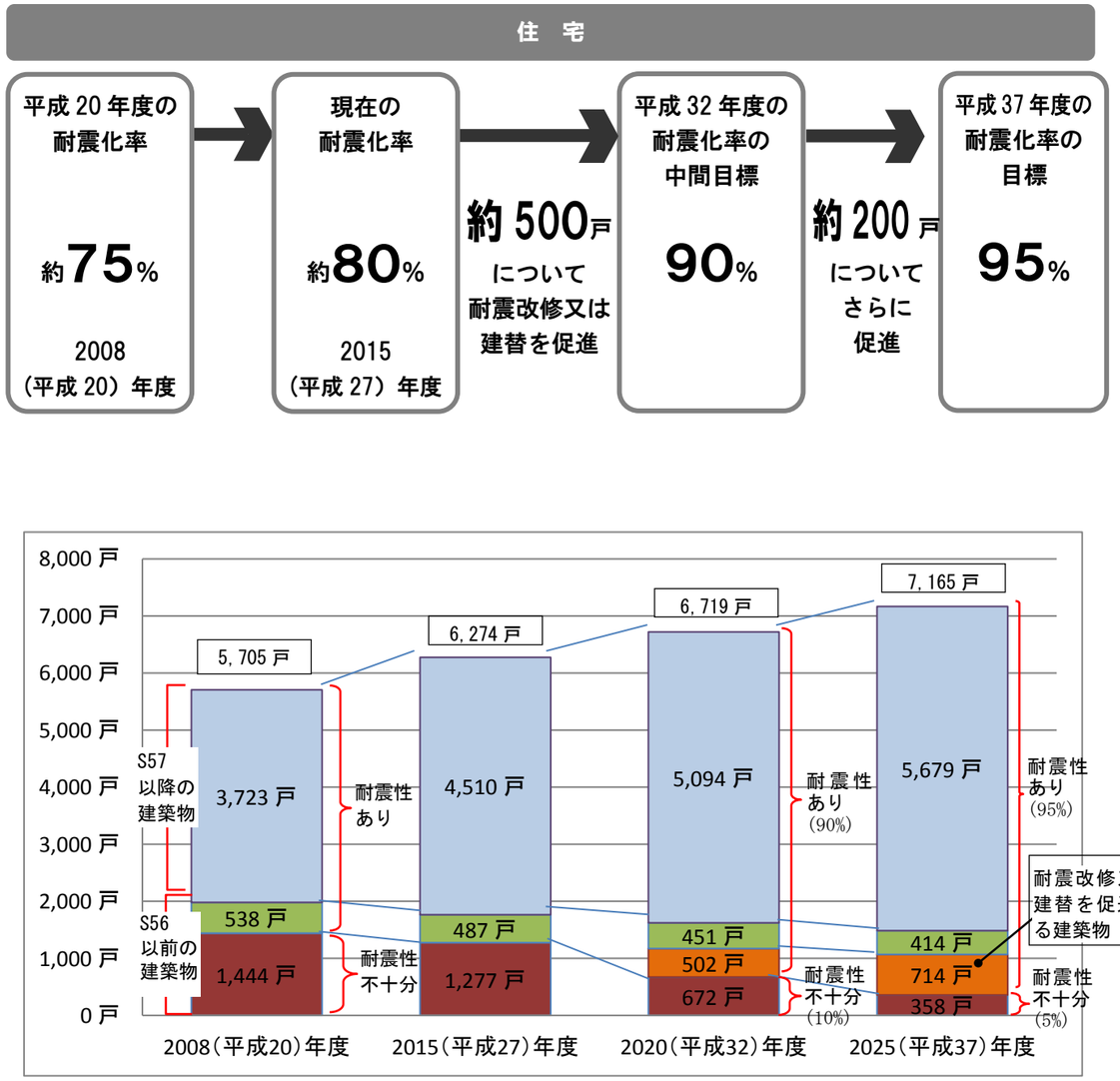

図 4-2　住宅の耐震化率の目標

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等
２　特定建築物等の耐震化 《現在の耐震化率の推計》 ○法第６条第１項及び第２項に該当する特定建築物等 平成 21 年度の開成町内の特定建築物等として、法第６条第１項及び第２項に掲げられた種類及び規模要件に該当する建物を課税台帳及び現地調査により抽出しました。 ・これらの建築物における耐震性の有無については、昭和 56 年以前に建てられた建物について、所有者を対象に直接アンケート調査を行い、耐震診断や耐震診断の実施状況について把握しました。 ○法第６条第３項に該当する特定建築物等 ・法第６条第３項に該当する特定建築物等について、県道 78 号及び県道 720 号のＢ区間については、標準幅員が 18mのため、該当する建物高さは 9m以上（P.８　図 3-1 参照）となり、３階建て以上の建物を対象としました。このうち、現地調査により、道路から自動車１台分（約 4.5m）以上セットバックしている建物については対象から除外しました。 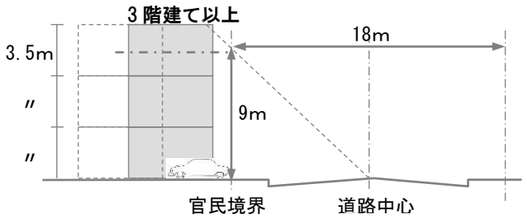 ・また、県道 712 号及び県道 720 号のＡ区間については、標準幅員が 10mのため、該当する建物高さは６m以上（P.８　図 3-1 参照）となり、２階建て以上の建物を対象としました。このうち、現地調査により、道路から自動車１台分（約 4.5m）以上セットバックしている建物については対象から除外しました。 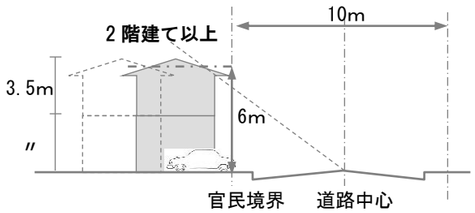 ・これらの建築物における耐震性の有無については、昭和 56 年以前に建てられた建物は全て耐震性なしとしています。 ＜新規＞ ＜新規＞	３　特定既存耐震不適格建築物等の耐震化 (1) 対象建築物の抽出 ①法第 14 条第１号に該当する特定既存耐震不適格建築物等 平成 21 年度に町内の、法第 14 条第１号に掲げられた種類及び規模要件に該当する建築物を課税台帳及び現地調査により抽出し、耐震診断等の実施状況について把握しました。 また、平成 21 年度の前回計画策定以降の耐震改修や建て替え等を考慮し、現在（平成 27 年度）の耐震化率を推計しました。 ②法第 14 条第２号に該当する特定既存耐震不適格建築物等 法第 14 条第２号に該当する特定既存耐震不適格建築物等は、ありませんでした。 ③法第 14 条第３号に該当する特定既存耐震不適格建築物等 県道 78 号及び県道 720 号のＢ区間については、標準幅員が 18mのため、該当する建物高さは 9m以上（P.11 図 3-1 参照）となり、３階建て以上の建築物を対象としました。 このうち、現地調査により、道路から自動車１台分（約 4.5m）以上セットバックしている建築物については対象から除外しました。 県道 712 号及び県道 720 号のＡ区間については、標準幅員が 10mのため、該当する建物高さは 6m以上（P.11 図 3-1 参照）となり、２階建て以上の建築物を対象としました。 このうち、現地調査により、道路から自動車１台分（約 4.5m）以上セットバックしている建築物については対象から除外しました。 また、平成 21 年度の前回計画策定以降の耐震改修や建て替え等を考慮し、現在（平成 27 年度）の耐震化率を推計しました。 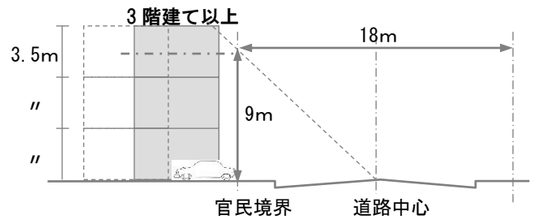 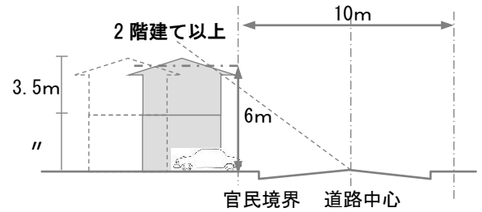 これらの建築物における耐震性の有無については、昭和 56 年以前に建てられた建築物は全て耐震性が不十分としています。 (2) 平成 21 年度の特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の状況 前回計画策定時点の平成 21 年度における町内の特定既存耐震不適格建築物等は、公共・民間建築物をあわせて 75 棟ありました。このうち、29 棟が昭和 56 年以前に（旧耐震基準で）、46 棟が昭和 57 年以降に（新耐震基準で）建てられたものとなっていました。 この時点では、耐震性がある特定既存耐震不適格建築物等は、昭和 56 年以前に建てられた 29 棟のうちの 15 棟と、昭和 57 年以降に建てられた 46 棟を合わせた 61 棟であり、耐震化率は約 81%と推計されました。 (3) 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状 平成 27 年度における町内の特定既存耐震不適格建築物等は、平成 21 年以降１棟減少して 74 棟になりました。このうち、25 棟が昭和 56 年以前に建てられたものとなっており、平成 21 年の 29 棟から４棟減少しました。また、49 棟が昭和 57 年以降に建てられたものとなっており、平成 21 年度の 46 棟から３棟増加しました。 耐震性がある特定既存耐震不適格建築物等は、昭和 56 年以前に建てられた 25 棟のうちの 15 棟と、昭和 57 年以降に建てられた 49 棟をあわせた 64 棟であり、耐震化率は約 86%と推計されます。 したがって、特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率は、平成 21 年度から平成 27 年度までの６年間で約 81%から約 86%まで向上しています。	耐震改修促進法の改正に併せて、条数、内容を変更 項目だてを統一 （以下同じ）

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

表 4-2　特定建築物等の耐震化の現状

特定建築物等 法	特定建築物等 分類	特定建築物等 用途		S56 以前の建築物 ①	S56 以前の建築物 うち耐震性あり ②	S57 以降の建築物 ③	建築物数 ④=①+③	耐震性あり建築物数 ⑤=②+③
法第6条第1号	（Ⅰ）災害時の拠点となる建築物	役場、学校、病院、診療所、老人福祉センター、体育館など		~~13~~14	~~11~~12	~~6~~7	~~19~~21	~~17~~19
			公　共	~~13~~14	~~11~~12	~~3~~4	~~16~~18	~~14~~16
			民　間	0	0	3	3	3
	（Ⅱ）不特定多数の者が利用する建築物	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、美術館、図書館、集会場、ホテルなど		2	0	2	4	2
			公　共	0	0	0	0	0
			民　間	2	0	2	4	2
	（Ⅲ）特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所など		~~9~~8	~~4~~5	~~16~~15	~~25~~23	~~20~~18
			公　共	~~3~~1	~~3~~1	~~1~~0	~~3~~1	~~3~~1
			民　間	7	2	15	22	17
	計			24	15	24	48	39
			公　共	15	13	4	19	17
			民　間	9	2	20	29	22
第2号	危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物			0	0	0	0	0
			公　共	0	0	0	0	0
			民　間	0	0	0	0	0
第3号	地震発生地に通行を確保すべき道路沿道の建築物			5	0	22	27	22
			公　共	0	0	0	0	0
			民　間	5	0	22	27	22
合　計				29	15	46	75	61
			公　共	15	13	4	19	17
			民　間	14	2	42	56	44

※取り消し線は、分類区分を精査し修正を行った箇所

新

表 4-3　特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状

法	分類		総棟数 ①=②+⑤	S56 以前の棟数 ②=③+④	S56 以前の棟数 うち耐震性が不十分 ③	S56 以前の棟数 うち耐震性がある ④	S57 以降の棟数 ⑤	耐震性がある棟数計 ⑥=④+⑤	耐震化率 ⑥／①
法第14条第1号	（Ⅰ）		(21) 19	(14) 12	(2) 0	(12) 12	(7) 7	(19) 19	
		公共	(18) 16	(14) 12	(2) 0	(12) 12	(4) 4	(16) 16	
		民間	(3) 3	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(3) 3	(3) 3	
	（Ⅱ）		(4) 4	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(2) 2	(2) 2	
		公共	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
		民間	(4) 4	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(2) 2	(2) 2	
	（Ⅲ）		(23) 24	(8) 8	(5) 5	(3) 3	(15) 16	(18) 19	
		公共	(1) 1	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1	
		民間	(22) 23	(7) 7	(5) 5	(2) 2	(15) 16	(17) 18	
	計		(48) 47	(24) 22	(9) 7	(15) 15	(24) 25	(39) 40	
		公共	(19) 17	(15) 13	(2) 0	(13) 13	(4) 4	(17) 17	
		民間	(29) 30	(9) 9	(7) 7	(2) 2	(20) 21	(22) 23	
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
		公共	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
		民間	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
第3号	地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物		(27) 27	(5) 3	(5) 3	(0) 0	(22) 24	(22) 24	
		公共	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
		民間	(27) 27	(5) 3	(5) 3	(0) 0	(22) 24	(22) 24	
合計			(75) 74 [-1]	(29) 25 [-4]	(14) 10 [-4]	(15) 15 [0]	(46) 49 [3]	(61) 64 [3]	(81%) (86%)
		公共	(19) 17 [-2]	(15) 13 [-2]	(2) 0 [-2]	(13) 13 [0]	(4) 4 [0]	(17) 17 [0]	(89%) 100%
		民間	(56) 57 [1]	(14) 12 [-2]	(12) 10 [-2]	(2) 2 [0]	(42) 45 [3]	(44) 47 [3]	(79%) 82%

※上段（　）書きは、前回計画策定時点（平成 21 年度）
※合計欄の下段［　］書きは、増減
※法第 14 条第 1 号の分類は以下のとおり

法第 14 条第 1 号の分類			用途
多数の者が利用する建築物	（Ⅰ）	災害時の拠点となる建築物	役場、学校、幼稚園、病院、診療所、老人福祉センター、体育館など
	（Ⅱ）	不特定多数の者が利用する建築物	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、美術館、図書館、集会場、ホテルなど
	（Ⅲ）	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、事務所など

趣旨等

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等
図 4-3　特定建築物等の耐震化率の推計（平成 21 年度） 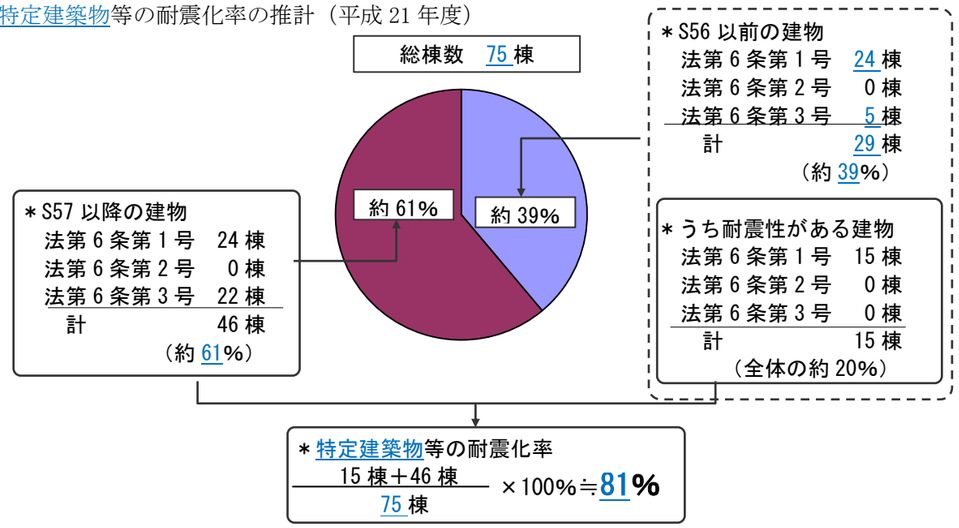 	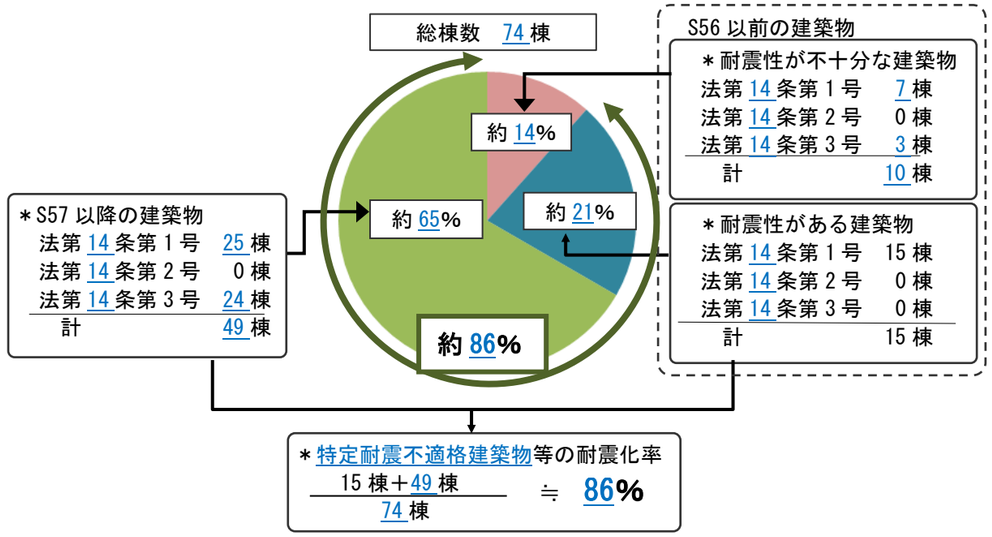 図 4-3　特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率の現状（平成 27 年度）	

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等

旧

《耐震化の目標の設定》

・平成 27 年度までに、これらの特定建築物等の耐震化率を 90%（68 戸）とするためには、昭和 56 年以前に建てられた建物のうち耐震性のある 15 戸と昭和 57 年以降に建てられた 46 戸を差し引いた 7 戸の建物について、様々な施策により耐震改修又は建替えを促進する必要があります。

75×0.9≒68（戸）　　68－（15＋46）＝7（戸）

図 4-4　特定建築物等の耐震化率の目標

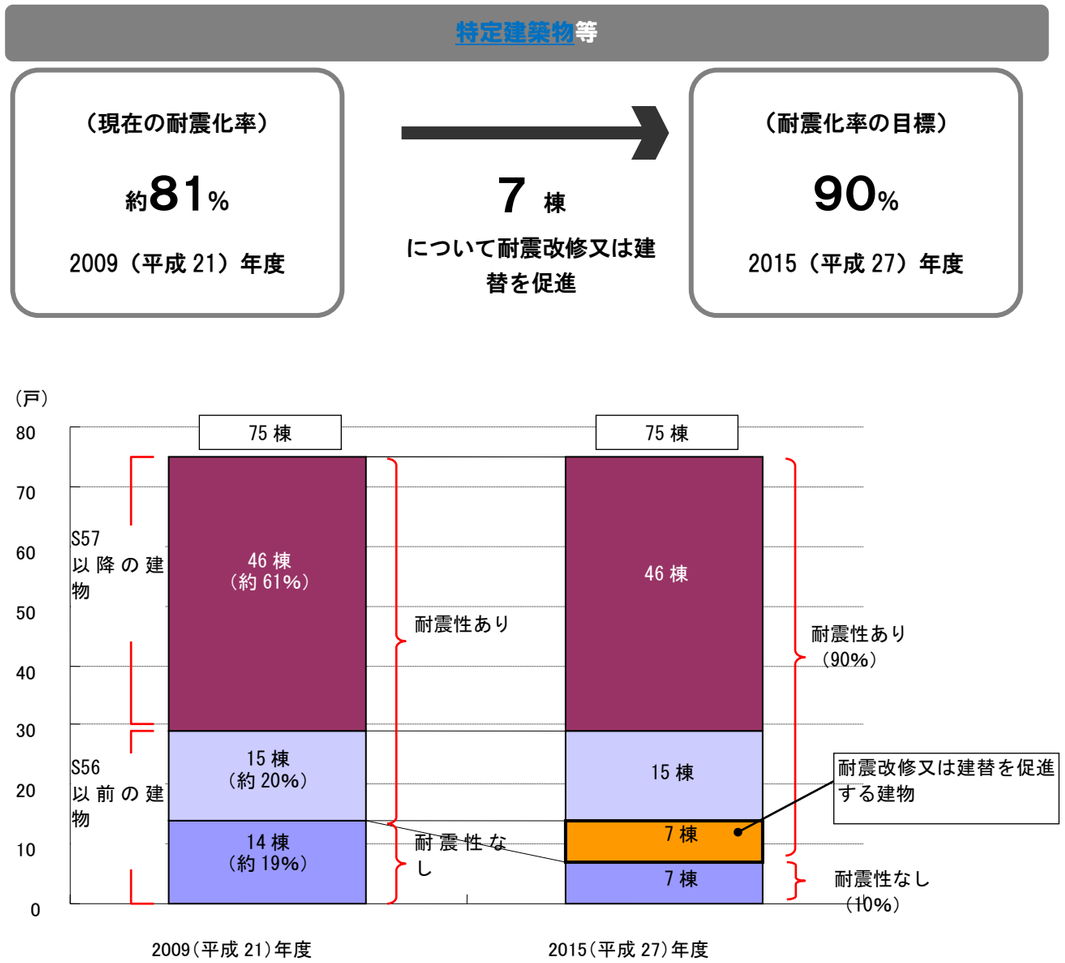

新

(4) 目標の耐震化率の推計

・平成 32 年度までに、これらの特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率を 95%（71 棟）とするためには、昭和 56 年以前に建てられた建築物のうち耐震性のある 15 棟と昭和 57 年以降に建てられた 49 棟を差し引いた 7 棟の建築物について、耐震改修又は建替えを促進する必要があります。

74×0.95≒71（棟）　　71－（15＋49）＝7（棟）

・平成 37 年度までに目標の「おおむね解消」するには、残り 3 戸の耐震性が不十分な建築物について、耐震改修又は建替えを促進する必要があります。

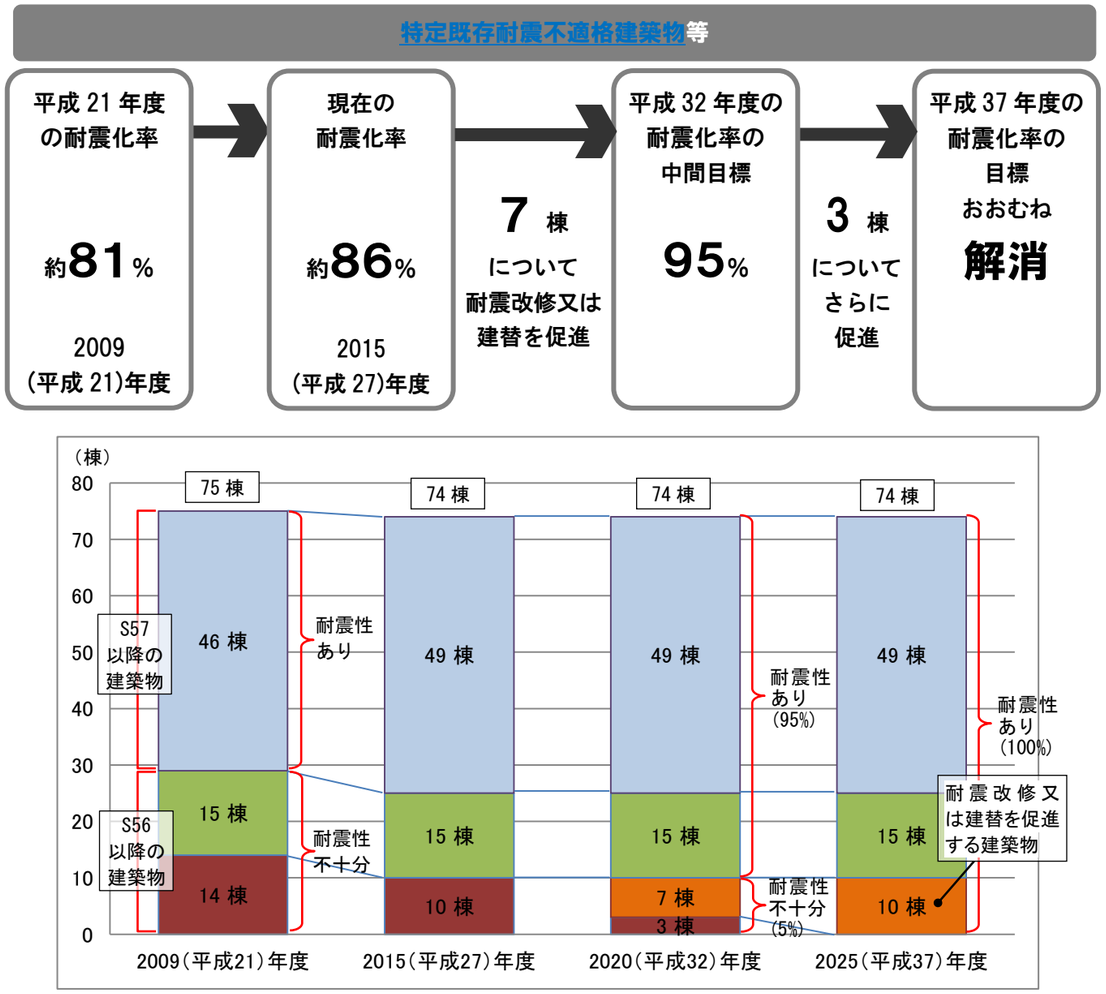

図 4-4　特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率の目標

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

3　町有公共建築物の耐震化

前項の特定建築物等のうち、町有の公共建築物は 15 戸であり、旧耐震基準で建築された建築物は 12 戸となっています。これらの建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性を有していると判断された建物又は既に耐震補強が完了している建物は 10 戸あります。

以上より、新耐震基準以降に建築された建物や、昭和 56 年以前に建築された建築物のうち、「耐震性あり」と判断される建築物は 13 戸であり、耐震化率は約 87%となっています。

表 4-3　町有公共建築物の耐震化の現状

町有公共建築物		総戸数	昭和 56 年以前の戸数						昭和 57 年以降の戸数	耐震性を有する戸数	耐震化率
			昭和 56 年以前の戸数	耐震診断実施済				耐震診断未実施			
				耐震性あり	耐震性なし						
					補強済		未実施				
分類	用途	①=②+⑥	②	③	④	※			⑤	⑥=③+④+⑤	⑦=⑥/①
災害時の拠点となる建築物	役場、小・中学校、病院、診療所、老人福祉センター、体育館等	14	11	4	5	0	0	0	3	12	86%
不特定多数が利用する建築物	コミュニティセンター、美術館、図書館、集会所等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
特定多数が利用する建築物	町営住宅等	1	1	0	1	0	0	0	0	1	100%
その他	駐車場、駐輪場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
合　計		15	12	4	6	2	0	0	3	13	87%

「補強済」の※の欄は、簡易補強のみの実施であり、長期的な耐震性は確保されていないもの。

公共建築物については、施設利用者の安全確保とともに、災害時において指令・避難拠点となる防災上重要な役割を担う施設となるため、耐震性の基準に満たない公共建築物については、早急に耐震補強または施設の廃止など総合的な検討を行い、全ての町有公共建築物の耐震化を図ることを基本とします。

新

4　町有公共建築物の耐震化

(1) 平成 21 年度の町有公共建築物の状況

前項の特定既存耐震不適格建築物等のうち、町所有の公共建築物は、前回計画策定時点の平成 21 年度には 15 棟ありました。このうち、12 棟が昭和 56 年以前に（旧耐震基準で）、3 棟が昭和 57 年以降に（新耐震基準で）建てられたものとなっていました。

この時点では、耐震性がある町有公共建築物は、昭和 56 年以前に建てられた 12 棟のうちの 10 棟と、昭和 57 年以降に建てられた 3 棟を合わせた 13 棟であり、耐震化率は約 87%でした。

(2) 町有公共建築物の耐震化の現状

平成 27 年度における町有公共建築物は、平成 21 年度以降 2 棟減少して 13 棟になりました。このうち、10 棟が昭和 56 年以前に建てられたものとなっており、平成 21 年度の 12 棟から 2 棟減少しました。また、3 棟が昭和 57 年以降に建てられたものとなっており、平成 21 年度からの増減はありませんでした。

耐震性がある町有公共建築物は、昭和 56 年以前に建てられた 10 棟のうちの 10 棟すべてと、昭和 57 年以降に建てられた 3 棟をあわせた 13 棟であり、耐震化率は 100%となりました。

表 4-4　町有公共建築物の耐震化の現状

分類	施設名：棟数	総棟数	S56 以前の棟数			S57 以降の棟数	耐震性がある棟数計	耐震化率
				うち耐震性が不十分	うち耐震性がある			
		①=②+⑤	②=③+④	③	④	⑤	⑥=④+⑤	⑥／①
(Ⅰ)	町役場：1 棟 小・中学校：8→6 棟 幼稚園：1 棟 屋内運動場：2 棟 町民センター：1 棟 福祉会館：1 棟	(14) 12	(11) 9	(2) 0	(9) 9	(3) 3	(12) 12	
(Ⅲ)	町営住宅：1 棟	(1) 1	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1	
合　計		(15) 13 [−2]	(12) 10 [−2]	(2) 0 [−2]	(10) 10 [0]	(3) 3 [0]	(13) 13 [0]	(87%) 100%

※上段（　）書きは、前回計画策定時点（平成 21 年度）
※合計欄の下段［　］書きは、増減
※小・中学校は、開成小学校の建築物のうち 2 棟が除却されたため、8 棟から 6 棟となった

趣旨等

用語の統一

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>趣旨等</th></tr>
<tr>
<td>図 4-5　町有公共建築物の耐震化の目標
 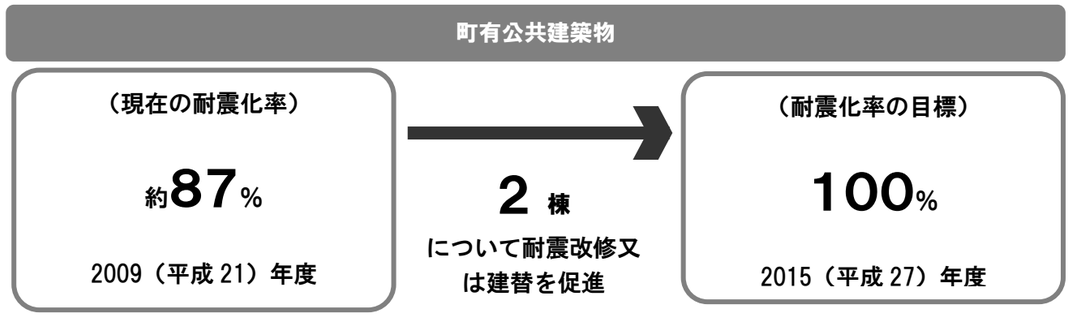
</td>
<td> 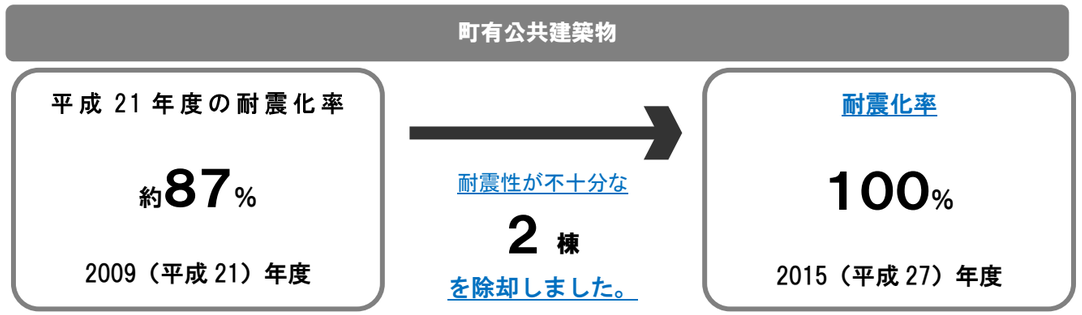

図 4-5　町有公共建築物の耐震化</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>4　優先度の設定
今後、耐震診断又は耐震改修の指導等を行うべき建築物の優先順位については、原則として次のとおりとします。
 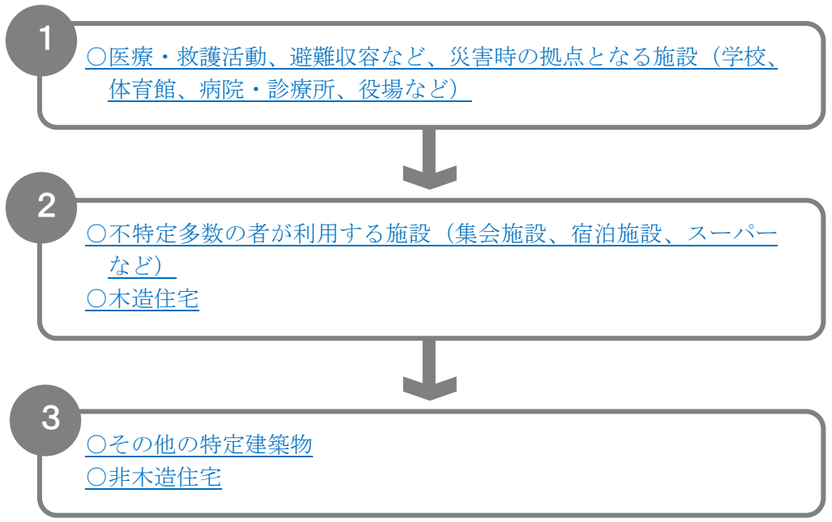
</td>
<td>削除</td>
<td>優先度の①は達成しており、優先度を図として示すほどのものでは無くなった。
本項目を削除し、第５章１の耐震化の促進にかかる基本的な考え方に文章として記載する</td>
</tr>
</table>

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等
第５章　　建築物の耐震化を促進するための施策 **１　耐震化の促進にかかる基本的な考え方** **(1)　建築物の所有者等による耐震化の推進** 建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないよう、建築物の耐震性を把握するとともに、状況に応じて耐震化を行うことが求められます。 そのためには、まず、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるよう、意識啓発を進めます。 **(2)　町・国・県による建築物の所有者等への支援** 建築物の所有者等が建築物の耐震化を行いやすいよう、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を実施します。 **２　耐震化を促進するための施策** 町では、以下のような様々な施策により、建築物の所有者や管理者による耐震化促進に向けた支援を行います。 **図 5-1　耐震化を促進するための様々な施策** 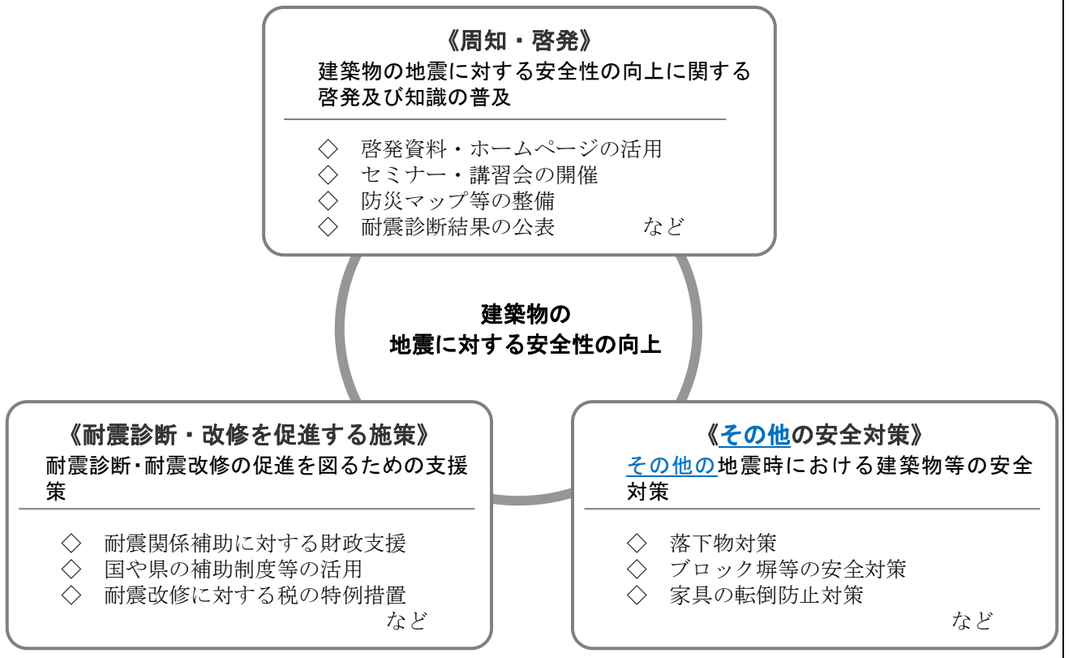 	**第５章　　建築物の耐震化を促進するための施策** **１　耐震化の促進にかかる基本的な考え方** **(1) 建築物の所有者等による耐震化の推進** 建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないよう、建築物の耐震性を把握するとともに、状況に応じて耐震化を行うことが求められます。 そのためには、まず、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるよう、意識啓発を進めます。 **(2) 町・国・県による建築物の所有者等への支援** 建築物の所有者等が建築物の耐震化を行いやすいよう、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を実施します。 **(3) 町における耐震診断・耐震改修の重点施策** 地震時の人的被害の軽減に有効とされる木造住宅の耐震化に重点を置いて、周知・指導等を行います。 **２　耐震化を促進するための施策** 本町では、以下のような施策により、建築物の所有者や管理者による耐震化促進に向けた支援を行います。 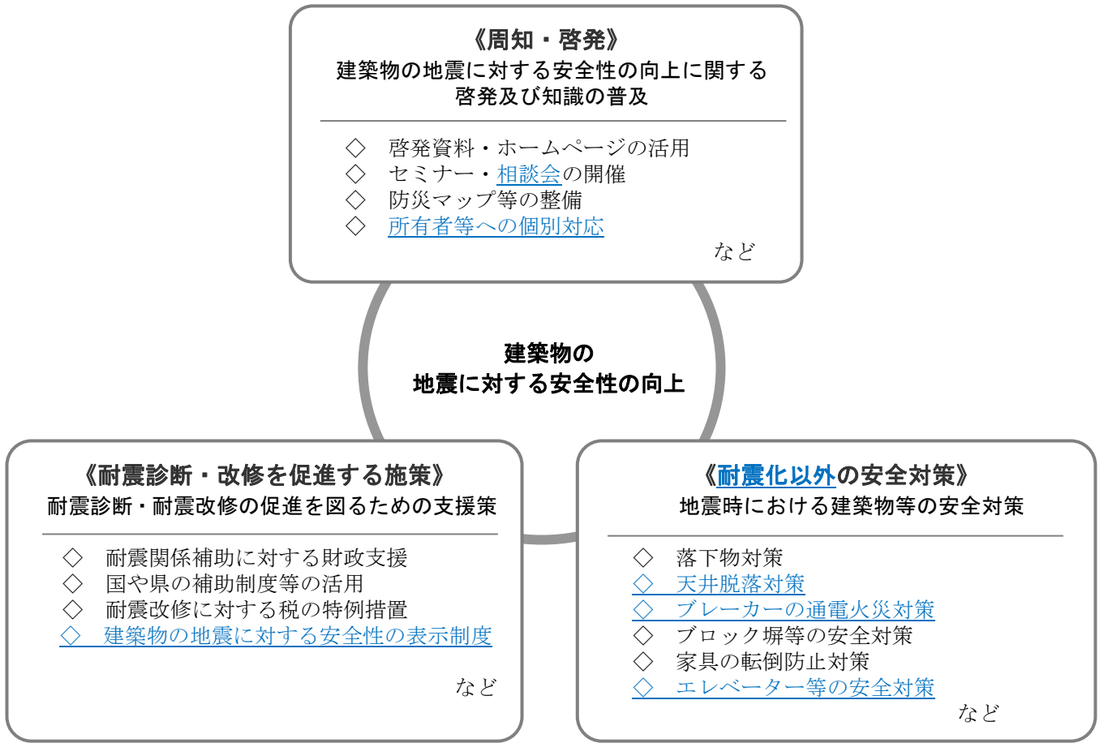 図 5-1　耐震化を促進するための施策	第４章４　優先度の設定の項目にある、木造住宅の耐震化促進について章を変えて記載 耐震改修促進法の改正にあわせ、新たな施策を追記

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

(1)　周知・啓発

町は、建築物の所有者等に対し、自らの建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、町民の建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行います。

《啓発資料・ホームページの活用》

住宅の耐震化に係る普及啓発のためのパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断（日本建築防災協会作成）」を町の窓口や各種イベントで配布し、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。

また、パンフレットの内容を町のホームページにも掲載し、併せて建築物の耐震化に係る各種情報へのリンクを充実するなど、ホームページを活用した啓発を行います。

啓発パンフレット

表 5-1　耐震診断・耐震改修の実施やその決断に役立った情報

① 危険性の高い地域に関する情報（19.8%）
② 診断・改修の実施方法等に関する情報（16.0%）
③ 信頼できる専門家に関する情報（15.2%）
④ 安心して相談できる窓口に関する情報（14.3%）
⑤ 費用に関する情報（10.3%）
⑥ 経費補助等の支援制度に関する情報（9.1%）
⑦ 実施事例に関する情報（8.3%）
⑧ 共同住宅における合意形成の手順等に関する情報（4.1%）
⑨ その他（3.0%）

アンケート調査によると、上記の情報が役に立ったという結果が出ており、特に施工業者や施工方法・費用に対する信頼性に関する情報が大切であると言えます。

国土交通行政モニターアンケート調査（H21）結果より

《セミナー・講習会の開催》

耐震診断･耐震改修の重要性や必要性について町民に周知を図るため､県や関係団体と連携して建築防災週間などの各種行事やイベントの機会を捉え、耐震診断･耐震改修の重要性や必要性をテーマとした耐震セミナー等を開催します。

また、町民向けの木造住宅耐震講習会を開催し、簡易耐震診断の演習を行うなど､具体的でわかりやすい知識の普及に努めます。

耐震セミナー

新

(1) 周知・啓発

本町は、建築物の所有者等に対し、自らの建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、町民の建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行います。

《啓発資料・ホームページの活用》

住宅の耐震化に係る普及啓発のためのパンフレット「地震に備えてマイホームの点検」（神奈川県作成）や住宅の耐震化に係る普及啓発のためのパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断（日本建築防災協会作成）」を町の窓口や各種イベントで配布し、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。

また、パンフレットの内容を町のホームページにも掲載し、併せて建築物の耐震化に係る各種情報へのリンクを充実するなど、ホームページを活用した啓発を行います。

表 5-1　耐震診断・耐震改修の実施やその決断に役立った情報

① 危険性の高い地域に関する情報（19.8%）
② 診断・改修の実施方法等に関する情報（16.0%）
③ 信頼できる専門家に関する情報（15.2%）
④ 安心して相談できる窓口に関する情報（14.3%）
⑤ 費用に関する情報（10.3%）
⑥ 経費補助等の支援制度に関する情報（9.1%）
⑦ 実施事例に関する情報（8.3%）
⑧ 共同住宅における合意形成の手順等に関する情報（4.1%）
⑨ その他（3.0%）

アンケート調査によると、上記の情報が役に立ったという結果が出ており、特に施工業者や施工方法・費用に対する信頼性に関する情報が大切であると言えます。

国土交通行政モニターアンケート調査（H21）結果より

《セミナー・相談会の開催》

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性について町民に周知を図るため、県や関係団体と連携して建築防災週間などの各種行事やイベントの機会を捉え、耐震診断・耐震改修の重要性や必要性をテーマとした耐震セミナー等を開催します。

また、町民向けに木造住宅無料耐震相談会等を開催し、建築物の地震に対する安全性の確保と耐震化に対する意識の向上を図ります。

耐震セミナー

趣旨等

（国交省の耐震改修等に役立った情報に関するアンケートについては、平成21年が直近のようです。
その後のアンケートは、耐震改修等を実施しない理由などを聞いています。
項目の内容としては、今のような内容が良いと思われますので、そのまま掲載しました。）

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

《防災マップ等の整備》

建物所有者が災害に対する意識を深められるように､｢神奈川県アボイドマップ｣ 等の活用を図ります。

また、避難所等の情報について防災ガイドを作成し、配布しています。

防災ガイド

《耐震診断結果の公表》

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）において、「公共建築物について耐震性に係るリストを作成及び公表すること」とされています。

町では町有公共建築物 14 戸のうち、昭和 56 年以前に建てられた 12 戸の耐震性能の状況を町のホームページで公表します。

分　　類	施　設　名　称
災害時の拠点となる建築物	町役場、小・中学校校舎、屋内運動場
特定多数が利用する建築物	町営住宅

＜新規＞

(2)　耐震診断・耐震改修を促進するための施策

民間の建築物の所有者又は管理者が耐震診断や耐震改修を実施する際の費用について助成するとともに、税の優遇措置等の周知を図り、耐震診断及び耐震改修を促進します。

《耐震関係補助に対する財政支援》

・地震に強い安全なまちづくりを推進するため、町民自らが所有し居住する新基準以前の木造建築物について､耐震診断を受ける事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、住宅・建築物の耐震化に努めます。

表 5-2　開成町木造建築物耐震診断費補助事業の概要

《補助対象》
- 町民自らが所有し、居住するもの
- 昭和 56 年以前に建築された一戸建住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅（昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築したものを除く）
- 2 階建て以下であるもの
- ツーバイフォー住宅やアパート、長屋でないもの

《補助金額》
- 耐震診断費用の 2/3（ただし限度額 2 万円）

新

《防災マップ等の整備》

建築物の所有者が災害に対する意識を深められるように、「神奈川県アボイドマップ」やインターネット上で公開されている「e-かなマップ」等の活用を図ります。

また、避難所等の情報について開成町防災ガイドを作成し、配布しています。

開成町防災ガイド

《所有者等への個別対応》

きめ細かな対応として、建物登記簿等により確認できる旧耐震基準の建築物所有者に対して個別に情報提供等を行い、耐震化の必要性を周知して、耐震化に関する理解を深めていただくよう取り組みます。

趣旨等

神奈川県の e-かなマップについて追記

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

・耐震診断の結果により倒壊の危険性が高いと判定された建物については、耐震改修の実施が図られるよう、耐震基準に満たない木造建築物の耐震改修事業に要する経費に対して、国庫補助等の活用および町の補助制度の創設を目指します。

表 5-3　耐震補強工事における平均施工単価の推移

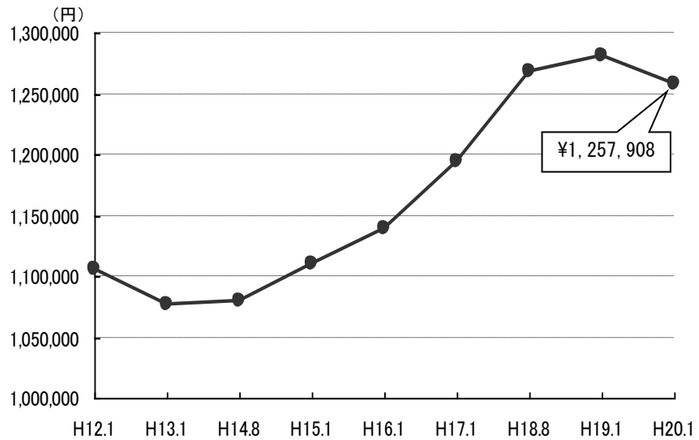

平成 20 年 1 月発表のデータによると、耐震補強工事にかかる工事金額帯は、50 万円～100 万円未満が約 35%と最も多く、次いで 100 万円～150 万円未満が約 25%であり、平均施工単価は約 125 万円という結果となっています。

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合　資料より

新

(2)　耐震診断・耐震改修を促進するための施策

民間の建築物の所有者又は管理者が耐震診断や耐震改修を実施する際の費用について助成するとともに、税の優遇措置等の周知を図り、耐震診断及び耐震改修を促進します。

《耐震関係補助に対する財政支援》

・地震に強い安全なまちづくりを推進するため、町民自らが所有し居住する新基準以前の木造建築物について、耐震診断を受ける事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、住宅・建築物の耐震化に努めます。

表 5-2　開成町木造住宅耐震診断費補助制度の概要

《補助対象》
・町内在住の方が所有している建築物で、その所有者または家族が居住しているもの
・昭和 56 年 5 月以前に建築された一戸建住宅・二世帯住宅・店舗兼用住宅
※ただし、昭和 56 年 6 月以降に増改築工事に着工し、増改築に係る床面積が既存の延べ面積の 2 分の 1 以内のものを含みます。
・2 階建て以下の建築物で、在来軸組工法により建築されたもの

《補助金額》
・耐震診断費は概ね 7～8 万円程度です。この費用の 3 分の 2 まで、5 万円を限度に補助します。

表 5-3　開成町木造住宅耐震改修工事等補助制度の概要

《補助対象》
・補助条件　上記耐震診断の補助条件を満たし、次の条件も満たす木造住宅
耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断されたものを 1.0 以上となるように改修するもの

《補助金額》
・耐震改修工事等に要する費用の 2 分の 1 まで、60 万円を限度に補助します。

図削除

趣旨等

平成 28 年度現在の補助制度を記載

＜参考＞補助制度の規模等が変わることがあるので、具体的な数値を書かない自治体も多いです。

木造の耐震改修事業への補助制度を追記

平均施工単価について、誤差が多いので、削除しました。

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧

表 5-4　木造住宅における耐震改修費用の実態

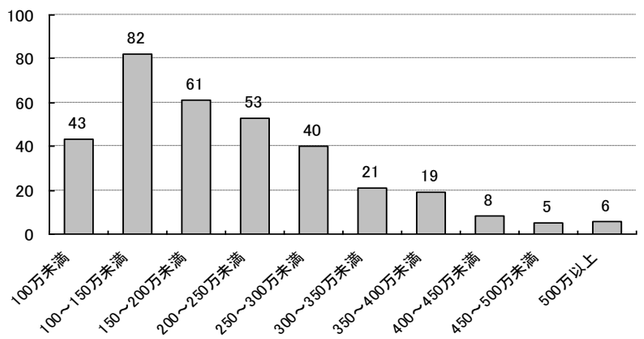

地方公共団体が実施している「木造住宅耐震改修事業費補助制度」を利用した事例における耐震改修費用は 100～150 万円未満が最も多くなっています。

「木造住宅における耐震改修費用の実態調査業務報告書」（財）日本建築防災協会より

《国や県の補助制度等の活用》

・「住宅・建築物耐震改修等事業」、「社会資本整備総合交付金（仮称）」等の国庫補助を活用し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を検討します。

・国庫補助と併せて「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業」を活用し、新耐震基準以前の木造住宅の耐震診断及び耐震性が劣る耐震改修など、耐震化の促進を図ります。

《耐震改修に対する税の特例措置》

・平成 25 年末までに地方公共団体が住宅耐震改修に関する補助事業を行っている区域において一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。

・平成 27 年末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。

表 5-5　税の特例措置

対象	特例措置	主な要件等
改修	《住宅ローン減税》	10 年間、ローン残高の 1 %を所得税額から控除
	《耐震改修促進税制》	□住宅　・所得税：一定の区域内において、耐震改修に要した費用の 10%相当額（20 万円を上限）を所得税額から控除 ・固定資産税：一定の耐震改修工事を行った場合、一定期間固定資産税額（120 ㎡相当部分まで）を 1/2 に減額 □事業用建築物 ・所得税、法人税：事業者が行う特定建築物の耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事の費用について、10%の特別償却
（関連）	《中古住宅購入の際のローン減税》	築後年数要件（マンション 25 年以内、木造戸建 20 年以内）を撤廃し、新耐震基準への適合を要件化（H17 より）

新

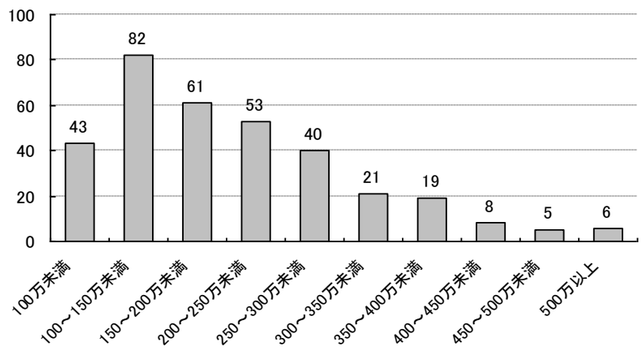

地方公共団体が実施している「木造住宅耐震改修事業費補助制度」を利用した事例における耐震改修費用は 100～150 万円未満が最も多くなっています。

なお、耐震改修工事費は住宅の状態などによって差があります。

「木造住宅における耐震改修費用の実態調査業務報告書」（財）日本建築防災協会より

図 5-2　木造住宅における耐震改修費用の実態

《国や神奈川県の補助制度等の活用》

・国及び神奈川県では、民間の木造住宅などの耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修への補助制度等を創設・整備しています。本町では、これらの補助制度等を活用し、町民の費用負担を軽減することで、耐震化の促進を図ります。

《耐震改修に対する税の特例措置》

表 5-4　税の特例措置（平成 28 年度現在）

対象	特例措置	主な要件等
改修	《住宅ローン減税》	□現行の耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合であっても耐震改修の所要の手続を行い、確定申告等の際に必要書類を提出することにより、住宅借入金等を有する場合の所得税額を特別控除
	《耐震改修促進税制》	□住宅　・所得税：　標準的な工事費用相当額から補助金などの金額を引いた額を対象に、控除率 10%、最大 25 万円が、リフォームが完了した年分のみ、所得税から控除 （適用期限：～平成 31 年 6 月 30 日） ・固定資産税：一定の耐震リフォームが行われた住宅の固定資産税額（120 ㎡相当部分まで）が、1 年間 1/2 減額 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の一定の耐震リフォームでは、2 年間 1/2 減額 （適用期限：～平成 30 年 3 月 31 日） □事業用建築物 ・所得税、法人税：事業者が行う特定建築物の耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事の費用について、10%の特別償却

趣旨等

（日本建築防災協会の現在のパンフレットも同様の数値を使っています。
同パンフレットに記載されている注記を追加しました。）

平成 28 年度現在の税制を記載

＜参考＞補助制度の規模等が変わることがあるので、具体的な数値を書かない自治体も多いです。

税務窓口課の意見に合わせて修正

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	趣旨等
＜新規＞	《建築物の地震に対する安全性の表示制度》 耐震改修促進法の改正（第 22 条）に伴い、建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができるようになりました。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。 耐震改修・診断マーク	耐震化改修促進計画の改定に伴い追加された項目 （県の「耐震改修促進計画」のホームページ上にも記載があるので、そのままのせても問題ないかと思います。 なお、文案は、県HPに合わせました。）
(3)　その他の安全対策 建築物の耐震化促進のほかに、地震時における安全性の向上を図るために、次の取り組みを進めます。 《落下物対策》 大規模な地震の際には建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁、袖看板等、建築物の外装材の損壊・落下による被害も想定されます。このことは、昭和 53 年の宮城県沖地震で注目され、平成 7 年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成 16 年の新潟県中越地震等の際にも再認識されました。 地震時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図り、落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未改修のものについては、その所有者等に対する改善指導を進めていきます。	(3)　耐震化以外の安全対策 建築物の耐震化促進のほかに、地震時における安全性の向上を図るために、次の取組みを進めます。 《落下物対策》 大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁、袖看板等、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。 こうした被害は、昭和 53 年の宮城県沖地震で注目され、平成 23 年の東日本大震災では、広い範囲で多くの被害が確認されました。 このため、地震時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図り、落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未対策建築物については、その所有者等に対する改善指導を進めていきます。	
＜新規＞	《天井脱落対策》 平成 23 年の東日本大震災において、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。 そこで、脱落防止措置を講じて、安全性の確保が図られるよう、建築物の所有者等に基準を周知していきます。	県計画に準拠して追加
＜新規＞	《ブレーカーの通電火災対策》 地震時の強い揺れによって転倒した電気器具による出火など、電気を起因とする火災の発生が指摘されています。 大震災時の電気火災を防ぐには、揺れを感知し自動的に電気を止める「感震ブレーカー」の設置が有効であり、自治会等と協働して設置啓発を行っていきます。 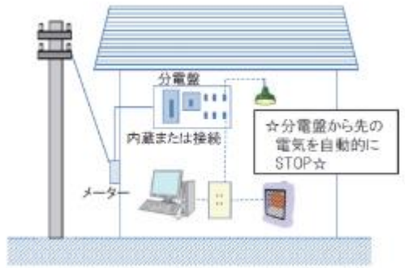 感震ブレーカーのしくみ（内閣府資料（千葉県市川市））	国・県等で推進している地震対策を追記

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>趣旨等</th></tr>
<tr>
<td>
《ブロック塀等の安全対策》
　通学路や生活道路等におけるブロック塀等の正しい施工方法の普及・啓発を行うとともに、倒壊等の危険性があるブロック塀については、安全性の高い生垣等への転換を誘導します。

「新潟中越地震」被害報告書より
《家具の転倒防止対策》
　近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり、避難が遅れるなどの人的被害が多く見られます。
　耐震セミナーや講習会などの際、パンフレット等を配布し、家具の転倒防止対策の重要性について周知を図ります。
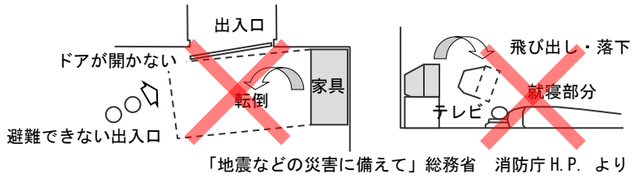

「地震などの災害に備えて」総務省　消防庁 H.P.　より
＜新規＞
</td>
<td>
《ブロック塀等の安全対策》
　通学路や生活道路等における倒壊等の危険性があるブロック塀等について、安全性の高い生垣等への転換を誘導します。

「新潟中越地震」被害報告書より
《家具の転倒防止対策》
　近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり、避難が遅れるなどの人的被害が多く見られます。
　耐震セミナーや相談会などの際、パンフレット等を配布し、家具の転倒防止対策の重要性について周知を図ります。

「地震などの災害に備えて」総務省　消防庁 H.P.　より
《エレベーター等の安全対策》
　平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止による閉じ込めが発生し、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。また、平成 23 年 3 月の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。
　そこで、エレベーター等の安全性の確保が図られるよう、建築物の所有者等に基準を周知していきます。
</td>
<td>県計画に準拠して追加</td>
</tr>
</table>

開成町耐震改修促進計画　新旧対照表

旧	新	
第６章　耐震改修等を促進するための指導や命令等についての所管行政庁との連携 県計画において、所管行政庁※１は、特定建築物について耐震診断、耐震改修の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行うこととしており、町でも、所管行政庁と連携し、耐震改修等の促進に努めます。 【県計画における所管行政庁による実施事項】 **１　耐震改修促進法による指導・助言の実施** 所管行政庁は、建築基準法の定期報告等で該当する特定建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。 また、建築確認申請窓口での個別相談等の機会を捉え、耐震診断及び耐震改修の実施の必要性に関して説明を行います。 **２　耐震改修促進法による指示の実施** **(1)　指示を行う建築物の優先順位** 耐震診断又は耐震改修への指示を行うべき建築物の優先順位については、原則として次のとおりとします。 ① 医療救護活動、避難収容の拠点となる施設（避難施設、医療施設、拠点施設等） ② 不特定多数の者が利用する建築物（百貨店、劇場、ホテル等） ③ その他の特定建築物 **(2)　指示の方法** 耐震診断及び耐震改修に関する具体的な実施事項を記載した指示書を交付します。 **(3)　指示に従わないときの公表の方法** 指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なくその指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を法に基づき公表します。 公表は、広く周知するため公報やホームページへの掲載等により行います。 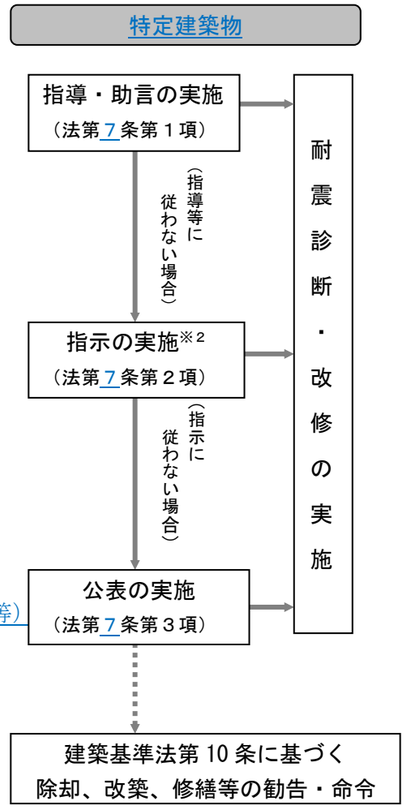 図 6-1　耐震診断・改修指示の流れ ※１　耐震改修促進法第２条第３項に定められているもので、建築基準法第４条に規定する建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長をいい、その他の市町村については知事をいいます。 ※２　指示対象となる規模要件に該当する特定建築物に限ります。（P.6.7 特定建築物一覧参照）	**第６章　耐震改修等を促進するための指導や命令等についての所管行政庁との連携** 県計画において、所管行政庁は、法に基づく指導・助言等を行うとしており、本町でも、所管行政庁と連携し、耐震改修等の促進に努めます。 **【県計画における所管行政庁による実施事項】** 法に基づく指導・助言等 **１　耐震改修促進法による指導・助言の実施** 改正耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しました。 このため、県と 12 市の所管行政庁では、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。 特に、建築確認申請の窓口で行う個別相談などの機会を捉えて、耐震診断及び耐震改修の必要性について助言等を行います。 **２　耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応** 法で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物と本計画で耐震診断を義務付けた建築物については、まず、所管行政庁が建築物の所有者に対して個別に通知を行うなど、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。 その後、期限までに耐震診断が実施されない場合は、個別の通知等により耐震診断の実施を促し、それでも実施しない所有者については、相当の期限を定めて耐震診断の実施を命じ、併せて、その旨を公報及びホームページ等で公表します。 また、耐震診断の結果、耐震改修等が必要となる場合は、所管行政庁が必要に応じて指導及び助言を行い、指導に従わない場合は、必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報及びホームページで公表します。 公表してもなお、耐震改修等を行わない場合には、建築基準法に基づいた勧告や命令の実施を特定行政庁と連携して行います。 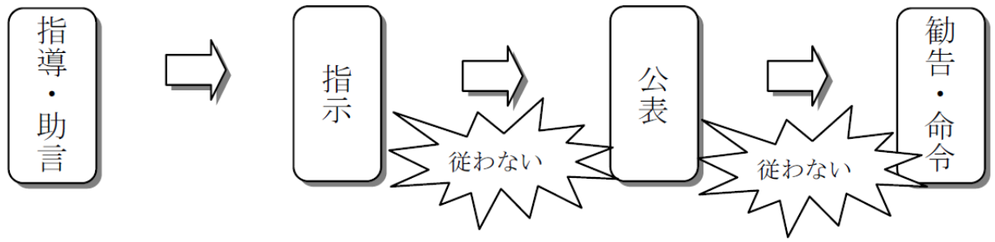 **３　耐震診断の結果の公表** 建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、ホームページで公表します。	県計画と整合を図るための修正

参考資料

平成 29 年 1 月 31 日
政策決定会議資料
行政推進部総務課

扶養手当の見直し（平成 29 年 4 月 1 日から段階的に実施）

① 配偶者に係る扶養手当の見直し

（単位：円）

年度	H28	H29	H30	H31	H32～
配偶者	13,000	10,000	10,000	6,500	6,500

② 父母等に係る扶養手当の見直し

（単位：円）

年度	H28	H29	H30	H31	H32～
父母等	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

③子に係る扶養手当の見直し

（単位：円）

年度	H28	H29	H30	H31	H32～
子	6,500	8,000	8,000	10,000	10,000

※職員に配偶者がいない場合の扶養親族１人に係る手当額については、平成 28 年度は 11,000 円、平成 29 年度は子 10,000 円・父母等 9,000 円、平成 30 年度以降は上記の表に掲げる子又は父母等の額とする。

住居手当の見直し（平成 29 年 4 月 1 日から段階的に実施）

① 町内持家手当（現行と変更なし）

（単位：円）

年度	H28（現在）	H29	H30～
町内持家手当	5,000	5,000	5,000

※新築加算についても現行と変更なし

② 町外持家手当（平成 29 年度は一律△3,000 円、段階的廃止）

（単位：円）

年度	H28（現在）	H29	H30
町外持家手当	5,000	2,000	無

※新築加算が該当する職員の場合、平成 29 年度は 4,000 円

③ 町内借家手当（平成 29 年度から 5,000 円の加算）

（単位：円）

年度	H28（現在）	H29～
町内借家手当	規定による額	規定による額　＋　5,000 円

④ 町外借家手当（現行と変更なし）

年度	H28（現在）	H29～
町外借家手当	規定による額	規定による額